

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
4	<p>第1編 総則 (略)</p> <p>第3章 防災の基本理念及び施策の概要 (略)</p> <p>1 災害予防 (略)</p> <p>・ 県民の防災活動を促進するため、県民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、並びに自主防災組織の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害応急対策 (略)</p> <p>・ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、<u>障害物除去</u>等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害復旧・復興 <u>(新設)</u> (略)</p> <p>4 国、県、市町村等との連携 大規模災害にも対応しうる即応体制を充実強化するため発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、都道府県、市町村等との相互応援体制を構築するため、各機関が連携した災害対応の推進を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。 <u>(新設)</u></p>	<p>第1編 総則 (略)</p> <p>第3章 防災の基本理念及び施策の概要 (略)</p> <p>1 災害予防 (略)</p> <p>・ 県民の防災活動を促進するため、県民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、並びに自主防災組織の育成強化、ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u>、<u>事業継続体制の構築等</u>企業防災の促進等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害応急対策 (略)</p> <p>・ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、<u>道路啓開</u>等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害復旧・復興 <u>・ 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 国、県、市町村等との連携 <u>・ 大規模災害にも対応しうる即応体制を充実強化するため発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、都道府県、市町村等との相互応援体制を構築するため、各機関が連携した災害対応の推進を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</u> <u>・ 県及び市町村は、国〔内閣府等〕と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
6	<p>第2編 一般災害編</p> <p>第1章 地域防災計画・一般災害編の概要</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 防災関係機関の役割</p> <p>(略)</p> <p>〈注〉</p> <p>指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。</p> <p>指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。</p> <p>指定公共機関：<u>東日本電信電話(株)</u>等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。</p> <p>指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの。</p>	<p>第2編 一般災害編</p> <p>第1章 地域防災計画・一般災害編の概要</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 防災関係機関の役割</p> <p>(略)</p> <p>〈注〉</p> <p>指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。</p> <p>指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。</p> <p>指定公共機関：<u>NTT東日本(株)</u>等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。</p> <p>指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの。</p>	<p>商号変更による修正</p>
7	<p>2 処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>2 処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>順序を建制順に修正</p>
8	<p>第3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2</u> 関東財務局(甲府財務事務所)</p> <p>(略)</p> <p><u>3</u> 関東信越厚生局</p> <p>(略)</p> <p><u>4</u> 関東農政局(山梨県拠点)</p>	<p>第3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p><u>2 関東管区行政評価局(山梨行政監視行政相談センター)</u></p> <p>(1) 被災者への生活支援情報の提供</p> <p>(2) 専用電話を備えた相談窓口の開設</p> <p>(3) 特別行政相談所の開設</p> <p><u>3</u> 関東総合通信局</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策用移動通信機器、<u>臨時災害放送局用設備</u>及び災害対策用移動電源車等の貸出し</p> <p>(略)</p> <p><u>4</u> 関東財務局(甲府財務事務所)</p>	<p>指定地方行政機関に指定されたため追加</p> <p>関東総合通信局修正</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
9	<p>(略)</p> <p><u>5</u> 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）</p> <p>(略)</p> <p><u>6</u> 関東経済産業局</p> <p>(略)</p> <p><u>7</u> 関東東北産業保安監督部</p> <p>(略)</p> <p><u>8</u> 関東運輸局（山梨運輸支局）</p> <p>(略)</p> <p><u>9</u> 東京航空局（東京空港事務所）</p> <p>(略)</p> <p><u>10</u> 東京管区气象台（甲府地方气象台）</p> <p>(略)</p> <p><u>11</u> 関東総合通信局</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し</p> <p>(略)</p> <p><u>12</u> 山梨労働局</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>5</u> 関東信越厚生局</p> <p>(略)</p> <p><u>6</u> 山梨労働局</p> <p>(略)</p> <p><u>7</u> 関東農政局（山梨県拠点）</p> <p>(略)</p> <p><u>8</u> 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）</p> <p>(略)</p> <p><u>9</u> 関東経済産業局</p> <p>(略)</p> <p><u>10</u> 関東東北産業保安監督部</p> <p>(略)</p> <p><u>11</u> 国土地理院関東地方測量部</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 災害教訓の伝承</u></p> <p>(略)</p> <p><u>12</u> 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）</p> <p>(略)</p> <p><u>13</u> 関東運輸局（山梨運輸支局）</p> <p>(略)</p> <p><u>14</u> 東京航空局（東京空港事務所）</p> <p>(略)</p> <p><u>15</u> 東京管区气象台（甲府地方气象台）</p> <p>(略)</p>	<p>国土地理院関東地方測量部修正</p>
10	<p><u>13</u> 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）</p> <p>(略)</p>	<p><u>13</u> 関東運輸局（山梨運輸支局）</p> <p>(略)</p>	
11	<p><u>14</u> 第三管区海上保安本部</p> <p>(略)</p> <p><u>15</u> 関東地方環境事務所</p> <p>(略)</p>	<p><u>14</u> 東京航空局（東京空港事務所）</p> <p>(略)</p> <p><u>15</u> 東京管区气象台（甲府地方气象台）</p> <p>(略)</p>	

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
	<p><u>16</u> 南関東防衛局 (略)</p> <p><u>17</u> 国土地理院関東地方測量部 (略)</p> <p><u>(新設)</u> (略)</p> <p><b>第5 指定公共機関</b></p>	<p><u>16</u> 第三管区海上保安本部 (略)</p> <p><u>17</u> 関東地方環境事務所 (略)</p> <p><u>18</u> 南関東防衛局 (略)</p> <p><b>第5 指定公共機関</b></p>	
12	<p>2 <u>東日本電信電話株式会社</u> (山梨支店)、株式会社N T T ドコモ (山梨支店) (略)</p> <p>5 中日本高速道路株式会社 (<u>八王子支社</u>) (略)</p>	<p>2 <u>N T T 東日本株式会社</u> (山梨支店)、株式会社N T T ドコモ (山梨支店) (略)</p> <p>5 中日本高速道路株式会社 (<u>東京支社</u>) (略)</p>	<p>商号変更による修正</p> <p>組織改編による修正</p>
14	<p><b>第2節 山梨県の概況</b></p> <p><b>1 県土の自然的条件</b></p> <p>(1) 位置及び面積</p> <p>東西 東経138° 10′ 49″ (南アルプス市) ～ 139° 08′ 04″ (上野原市) 86.7km</p> <p>南北 北緯 35° 10′ 06″ (南部町) ～ 35° 58′ 18″ (北杜市) 89.2km</p>	<p><b>第2節 山梨県の概況</b></p> <p><b>1 県土の自然的条件</b></p> <p>(1) 位置及び面積</p> <p>東西 東経138° 10′ 49″ (南アルプス市) ～ 139° 08′ 04″ (上野原市) 86.7km</p> <p>南北 北緯 35° 10′ 06″ (南部町) ～ 35° 58′ 18″ (北杜市) 89.2km</p>	<p>国土地理院関東地方測量部修正</p>
15	<p><u>(国土地理院「都道府県及び市区町村の東西南北端点の経度緯度(令和4年1月13日時点)」)</u></p> <p>面積 4,465.27平方k m (全国総面積の1.2% 全国第32位)</p> <p>(国土地理院「令和4年全国都道府県市区町村別面積調(令和4年4月1日時点)」)</p> <p>(略)</p> <p><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 防災組織の充実</b></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>面積 4,465.27平方k m (全国総面積の1.2% 全国第32位)</p> <p>(国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村別面積調(令和7年10月1日時点)」)</p> <p>(略)</p> <p><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 防災組織の充実</b></p>	

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
24	<p>1 県の防災組織 (略)</p> <p>(4) 応急体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し、受援先などの指定、連絡調整体制、応援機関の活動拠点等、必要な準備を整える。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 市町村の防災組織 (略)</p> <p>(4) 応急体制の整備 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1 県の防災組織 (略)</p> <p>(4) 応急体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し、受援先などの指定、連絡調整体制、応援機関の活動拠点等、必要な準備を整える。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u></li> <li><u>県は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u></li> <li><u>県は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u></li> </ul> <p>2 市町村の防災組織 (略)</p> <p>(4) 応急体制の整備 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や</u></li> </ul>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
25	<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>4 自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県及び市町村の指導</p> <p>ア 県と市町村とは連携し、<u>自主防災組織</u>の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。</p> <p>(略)</p>	<p><u>装備品等の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>・市町村は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県及び市町村の指導</p> <p>ア 県と市町村とは連携し、<u>自主防災組織や防災士等の多様な主体</u>の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。</p> <p>(略)</p>	
26	<p>第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練</p> <p>1 防災知識の普及・教育</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練</p> <p>1 防災知識の普及・教育</p> <p>(略)</p>	
27	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4)</u> 自動車運転者等に対する防災教育</p> <p>(略)</p> <p><u>(5)</u> 防災上重要な施設の管理者等に対する教育</p> <p>(略)</p> <p><u>(6)</u> 普及内容</p> <p>(略)</p> <p><u>(7)</u> 県立防災安全センターによる防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p><u>(8)</u> 企業防災の促進</p>	<p><u>(4) 在住外国人に対する教育</u></p> <p><u>県及び市町村は、在住外国人に対して防災教育を実施する。</u></p> <p><u>(5)</u> 自動車運転者等に対する防災教育</p> <p>(略)</p> <p><u>(6)</u> 防災上重要な施設の管理者等に対する教育</p> <p>(略)</p> <p><u>(7)</u> 普及内容</p> <p>(略)</p> <p><u>(8)</u> 県立防災安全センターによる防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p><u>(9)</u> 企業防災の促進</p>	<p>(公財) 山梨県国際交流協会の意見を踏まえた修正</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
34	<p>(略)</p> <p><u>(9) 災害教訓の伝承</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第4節 消防予防計画</b></p> <p>3 林野火災予防対策</p> <p>(1) 林野火災予防思想の普及、啓発</p> <p>県及び市町村は、県民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、<u>林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。</u>  <u>また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いるなど強く周知徹底を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 関係職員の研修指導</p> <p>県及び市町村は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視指導員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>(10) 災害教訓の伝承</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第4節 消防予防計画</b></p> <p>3 林野火災予防対策</p> <p>(1) 林野火災予防思想の普及、啓発</p> <p>県及び市町村は、県民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、<u>林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。</u>  <u>また、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 関係職員の研修指導</p> <p>県及び市町村は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視指導員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。</p> <p><u>(6) 林野火災に対する警戒の強化</u></p> <p><u>県及び市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。なお、市町村は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u>  <u>また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
37	<p><b>第5節 風水害等予防対策</b></p> <p>2 山地の災害予防(<b>林政部</b>)</p>	<p><b>第5節 風水害等予防対策</b></p> <p>2 山地の災害予防(<b>森林環境部</b>)</p>	<p>部局名の修正</p>

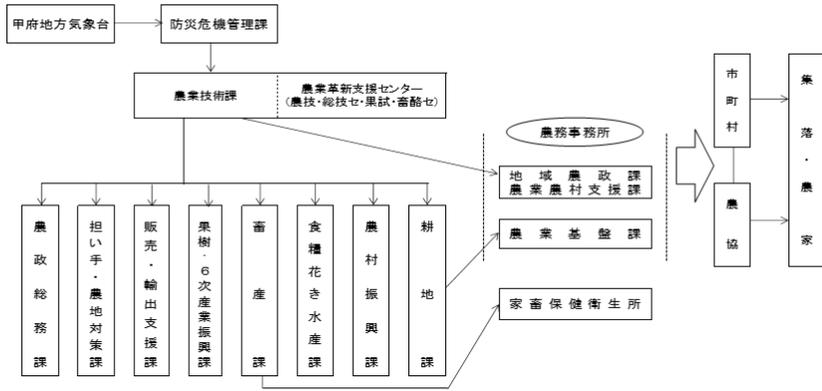
山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
38	<p>(略)</p> <p>4 砂防対策（土砂災害対策）（県土整備部）</p> <p>(略)</p> <p>(6) 各種規制による災害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成対策</li> </ul> <p>県は、「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」に基づき、宅地造成事業を規制して宅地造成に伴う崖崩れ等の災害を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土等対策（<b>林政部</b>・農政部・県土整備部）</li> </ul> <p>県は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、盛土等による災害を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴルフ場等造成対策（<b>林政部</b>）</li> </ul> <p>県は、「山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例」に基づき、造成事業を規制し災害を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土石採取対策（<b>林政部</b>）</li> </ul> <p>県は、「山梨県岩石採取計画許可事務取扱要綱」「山梨県山・陸砂利採取計画認可事務取扱要綱」「山梨県土採取規制条例」に基づき、土石の採取について必要な規制を行い、採取に伴う土砂等の崩壊及び流出並びに粉塵等による災害を防止する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 砂防対策（土砂災害対策）（<b>森林環境部、農政部、</b>県土整備部）</p> <p>(略)</p> <p>(6) 各種規制による災害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成対策</li> </ul> <p>県は、「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」に基づき、宅地造成事業を規制して宅地造成に伴う崖崩れ等の災害を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土等対策（<b>森林環境部</b>・農政部・県土整備部）</li> </ul> <p>県は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、盛土等による災害を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴルフ場等造成対策（<b>森林環境部</b>）</li> </ul> <p>県は、「山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例」に基づき、造成事業を規制し災害を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土石採取対策（<b>森林環境部</b>）</li> </ul> <p>県は、「山梨県岩石採取計画許可事務取扱要綱」「山梨県山・陸砂利採取計画認可事務取扱要綱」「山梨県土採取規制条例」に基づき、土石の採取について必要な規制を行い、採取に伴う土砂等の崩壊及び流出並びに粉塵等による災害を防止する。</p> <p>(略)</p>	
41	<p>7 農作物災害予防対策（農政部）</p> <p>農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。</p> <p>凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ、警戒期間（おおむね3月上旬～5月下旬）を設け、別途定める予防対策要領により、災害防止に努める。</p> <p>また、台風や豪雪等に対しては、気象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。</p>	<p>7 農作物災害予防対策（農政部）</p> <p>農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。</p> <p>凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ、警戒期間（おおむね3月上旬～5月下旬）を設け、別途定める予防対策要領により、災害防止に努める。</p> <p>また、台風や豪雪等に対しては、気象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。</p>	<p>図中所属名の修正</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

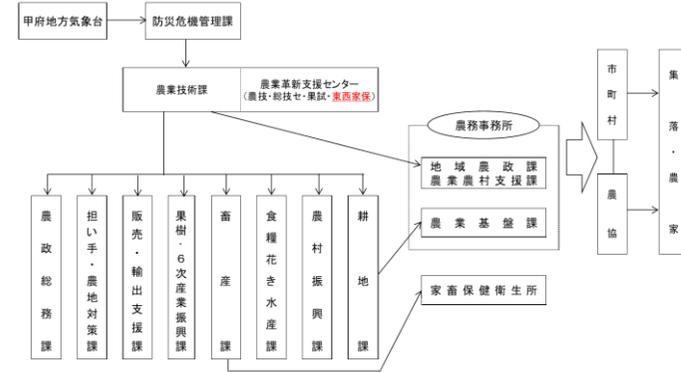
本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

○ 勤務時間外における気象情報伝達網



○ 勤務時間外における気象情報伝達網

農業技術課の勤務時間外における気象情報受領者は、防災危機管理課又は守衛室から気象情報の伝達を受けた場合、別紙の種類別連絡一覧表に基づいて各課及び農務事務所の時間外連絡員に連絡するものとする。



(略)

(略)

第7節 建築物災害予防対策

第7節 建築物災害予防対策

1 不燃建築物の建設促進対策

1 不燃建築物の建設促進対策

(1) イ 建築物の建築状況

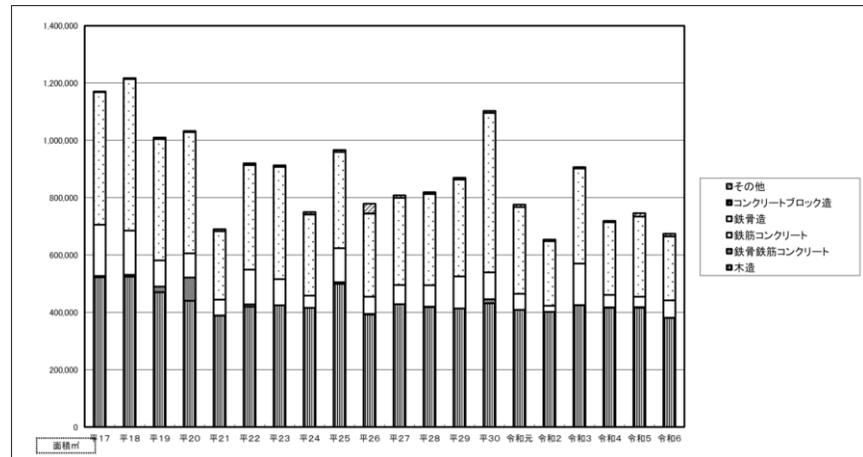
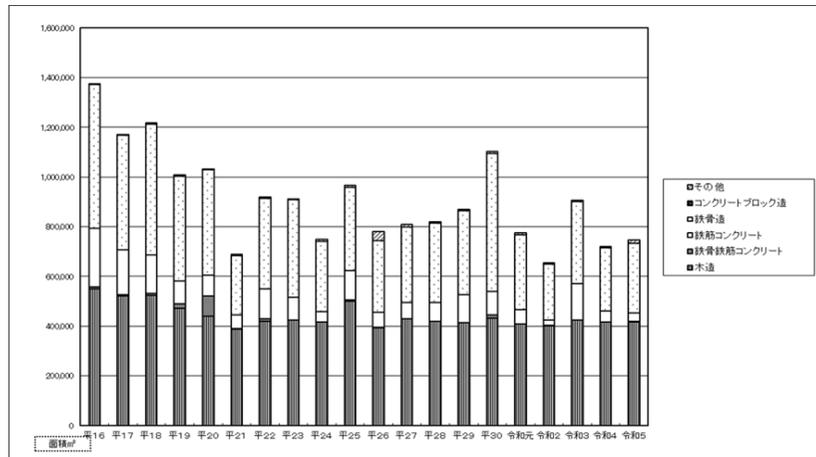
(1) イ 建築物の建築状況

建築物の構造別面積

建築物の構造別面積

県下の平成16年度から令和5年度までの着工建築物の構造面積は次のとおりである。

県下の平成17年度から令和6年度までの着工建築物の構造面積は次のとおりである。



時点修正  
(建築住宅課)

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

(略)

3 公共施設災害予防計画

(2) 県有建物の現況

ア 県有建物所管別一覧表

(令和5年3月31日現在)

区分	木造		非木造	
	箇所数	面積(m <sup>2</sup> )	箇所数	面積(m <sup>2</sup> )
感染症対策センター	0	0.00	6	1,184.30
知事政策局	0	0.00	10	2,910.47
スポーツ振興局	0	0.00	12	2,910.47
県民生活部	0	0.00	34	29,870.31
男女共同参画・共生社会推進統括官	0	0.00	6	7,587.19
リニア未来創造局	0	0.00	3	2,578.40
総務部	3	49.76	128	87,552.60
防災局	0	0.00	24	10,499.74
福祉保健部	5	185.77	101	56,785.28
子育て支援局	4	733.07	24	9,423.39
林政部	79	7,982.95	53	8,974.42
環境・エネルギー部	1	15.30	25	7,975.14
産業労働部	4	33.55	97	53,912.12
観光文化部	15	412.54	39	62,643.19
農政部	7	655.24	315	70,967.04
県土整備部	32	4,269.68	1,211	669,867.32
企業局	17	2,110.66	69	21,146.39
教育委員会	28	6,008.93	1,046	608,778.03
警察本部	24	2,144.74	727	105,927.70
総計	219	24,602.19	3,930	1,823,753.91

(略)

第10節 特殊災害予防対策

(略)

2 ガス事業施設の災害予防対策

- (1) ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

(略)

50

(略)

3 公共施設災害予防計画

(2) 県有建物の現況

ア 県有建物所管別一覧表

(令和6年3月31日現在)

区分	木造		非木造	
	箇所数	面積(m <sup>2</sup> )	箇所数	面積(m <sup>2</sup> )
知事政策局	0	0.00	13	6,254.83
県民生活部	0	0.00	34	29,870.31
男女共同参画・共生社会推進統括官	0	0.00	2	5,120.15
総務部	3	49.76	135	87,668.74
防災局	0	0.00	24	10,499.74
福祉保健部	5	185.77	101	57,612.85
子育て支援局	5	1,521.33	23	8,635.13
林政部	86	8,091.47	53	8,974.42
環境・エネルギー部	1	15.30	25	7,975.14
産業労働部	4	33.55	95	53,849.72
観光文化・スポーツ部	15	412.54	50	65,475.78
農政部	7	655.24	312	69,436.43
県土整備部	30	4,105.55	1,210	669,261.07
企業局	17	2,110.66	70	24,921.31
教育委員会	23	5,260.60	1,043	607,482.20
警察本部	25	2,230.85	717	105,646.63
総計	221	24,672.62	3,906	1,818,684.45

(略)

第10節 特殊災害予防対策

(略)

2 ガス事業施設の災害予防対策

- (1) ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

(略)

時点修正  
(資産高度利用推進課)  
【幹事会意見あり】

文言の修正

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

51 オ 高中圧ガス導管については、緊急遮断弁、緊急放散設備等の保安設備を増強

(略)

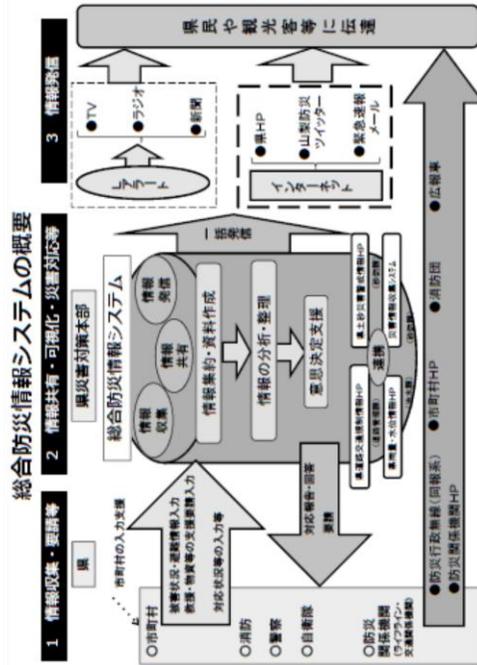
第11節 情報通信システムの整備

(略)

52 3 総合防災情報システムの整備

コンピュータを用いて市町村などが簡易な入力により被害情報や各種要請を報告できる機能、各種要請情報等を自動収集・集約する機能、被災状況等を地図上へ表示する機能、また、市町村、県、国が収集した機能を集約して県民や関係機関に速やかに提供できる機能をもつ総合防災情報システムの運用及び習熟に努める。

54 (略)



オ 高中圧ガス導管については、緊急遮断弁、緊急放散設備等の保安設備を増強

(略)

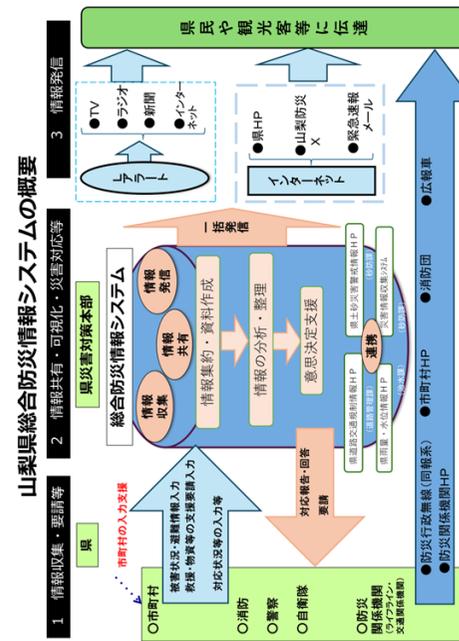
第11節 情報通信システムの整備

(略)

3 総合防災情報システムの整備

コンピュータを用いて市町村などが簡易な入力により被害情報や各種要請を報告できる機能、各種要請情報等を自動収集・集約する機能、被災状況等を地図上へ表示する機能、**国へ情報を連絡できる機能**、また、市町村、県、国が収集した機能を集約して県民や関係機関に速やかに提供できる機能をもつ総合防災情報システムの運用及び習熟に努める。

(略)



防災基本計画修正に伴う修正

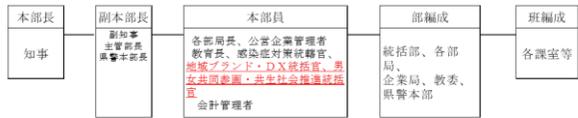
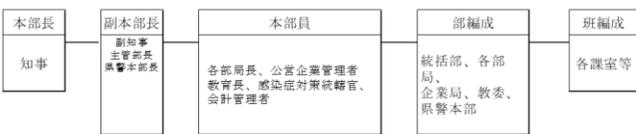
山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
57	<p>(略)</p> <p>第12節 要配慮者対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>1 高齢者・障害者等の要配慮者対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導体制の確立</p> <p>ア 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により福祉関係部局、防災関係部局が主導して自主防災組織その他避難支援の実施に携わる関係者と避難行動要支援者に関する情報を共有するものとする。</p> <p>この場合、情報の提供を受ける関係者等に対し、漏洩防止に関し必要な管理等について十分説明するとともに、情報の取扱いについて研修を行う等の措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、市町村は、市町村防災計画に基づき、<u>平常時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映されるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第12節 要配慮者対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>1 高齢者・障害者等の要配慮者対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導体制の確立</p> <p>ア 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により福祉関係部局、防災関係部局が主導して自主防災組織その他避難支援の実施に携わる関係者と避難行動要支援者に関する情報を共有するものとする。</p> <p>この場合、情報の提供を受ける関係者等に対し、漏洩防止に関し必要な管理等について十分説明するとともに、情報の取扱いについて研修を行う等の措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、市町村は、市町村防災計画に基づき、<u>平時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映されるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p>	<p>文言の修正</p>
58	<p>(略)</p> <p>キ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>コ 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>キ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(略)</p> <p>コ <u>県及び市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>サ 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会 <u>や訓練</u>の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
59	<p><u>サ</u> 県、市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p><u>シ</u> 県、市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 大規模災害が発生し、又は、その恐れがあると認められ、山梨県災害対策本部が設置された場合には、山梨県立国際交流・多文化共生センター等に災害多言語支援センターを設置するとともに同センターと連携して外国人の混乱や不安の拡大を抑制する。</p> <p>ア 災害時外国人支援情報コーディネーターを活用した情報の収集及び整理</p> <p>イ 外国語での情報の提供</p> <p>ウ 市町村等からの要請への対応</p> <p>エ 外国人との連携</p> <p>オ 外国人からの相談対応</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第14節 災害ボランティア支援体制の整備</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>シ</u> 県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p><u>ス</u> 県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 大規模災害が発生し、又は、その恐れがあると認められ、山梨県災害対策本部が設置された場合には、山梨県立国際交流・多文化共生センター等に災害多言語支援センターを設置するとともに同センターと連携して外国人の混乱や不安の拡大を抑制する。</p> <p>ア 災害時外国人支援情報コーディネーターを活用した情報の収集及び整理</p> <p>イ <u>やさしい日本語やピクトグラム、外国語等</u>での情報の提供</p> <p>ウ 市町村等からの要請への対応</p> <p>エ 外国人との連携</p> <p>オ 外国人からの相談対応</p> <p><u>(3) 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。</u></p> <p><u>(4) 市町村は、避難所を開設した場合には、外国人の避難者の出身国や言語、被災状況などの情報収集に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第14節 災害ボランティア支援体制の整備 <u>・連携体制の強化</u></p> <p><u>1 県、市町村及び関係機関は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深め</u></p>	<p>文言の修正</p> <p>(公財) 山梨県国際交流協会の意見を踏まえた修正</p>
60	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>1 県、市町村及び関係機関は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深め</u></p>	<p>防災基本計画修正に伴う修</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
62	<p>1 県及び日本赤十字社山梨県支部は、効果的な防災対策を推進する上で大きな役割を果たすことができる災害ボランティアの育成に努めるものとする。</p> <p>2 県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、山梨県社会福祉協議会及び山梨県ボランティア協会等と協力して、地域のNPO・ボランティア等との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。 また、<u>平常時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修、災害時におけるボランティアの受入・調整を行う体制、被災者ニーズの情報提供方策等について、山梨県社会福祉協議会等との連携を強化し、災害ボランティアの受入体制の整備を図る。</p> <p><u>（第2編第3章第16節から移動）</u></p> <p>3 県は、土砂災害に特化した組織である、砂防ボランティアの活動を支援するとともに、土砂災害警戒区域の点検を行い、災害対策を推進する。</p> <p>第3章 災害応急対策 第1節 応急活動体制 1 県災害対策本部 (2) 県災害対策本部の概要 (略)</p> <p>イ 県本部の編成</p> 	<p><u>るとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動へ住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 県及び日本赤十字社山梨県支部は、効果的な防災対策を推進する上で大きな役割を果たすことができる災害ボランティアの育成に努めるものとする。</p> <p>3 県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、山梨県社会福祉協議会及び山梨県ボランティア協会等と協力して、地域のNPO・ボランティア等との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。 また、<u>平時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修、災害時におけるボランティアの受入・調整を行う体制、被災者ニーズの情報提供方策等について、山梨県社会福祉協議会等との連携を強化し、災害ボランティアの受入体制の整備を図る。</p> <p><u>4 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。また、市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>5 県は、土砂災害に特化した組織である、砂防ボランティアの活動を支援するとともに、土砂災害警戒区域の点検を行い、災害対策を推進する。</p> <p>第3章 災害応急対策 第1節 応急活動体制 1 県災害対策本部 (2) 県災害対策本部の概要 (略)</p> <p>イ 県本部の編成</p> 	<p>正</p> <p>文言の修正</p> <p>項目の整理</p> <p>時点修正</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
66	<p>(略)</p> <p><b>4 広域応援体制</b></p> <p>(1) 知事の応援要請等</p> <p>① 指定行政機関等に対する応援要請</p> <p>知事は、県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関等の長に対し応急措置の実施を要請する。</p>	<p>(略)</p> <p><b>4 広域応援体制</b></p> <p>(1) 知事の応援要請等</p> <p>① 指定行政機関等に対する応援要請</p> <p>知事は、県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関等の長に対し応急措置の実施を要請する。<u>なお、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応援をすることができる。</u></p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
67	<p>(災害対策基本法第70条第3項)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村長の応援要請等</p>	<p>(災害対策基本法第70条第3項、<u>第74条の4第1項及び第2項</u>)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村長の応援要請等</p>	
68	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>④ 都道府県知事に対する応急措置の実施の要請の要求等</u></p> <p><u>市町村長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関の長又は関係指定地方行政機関の長に対する応急措置の実施の要請をしよう求める。市町村長は、この要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u></p>	
80	<p>(略)</p> <p><b>6 広域一時滞在</b></p> <p>(1) 実施・受け入れ体制の整備等</p> <p>災害発生に伴い、市町村や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章第11節1「避難対策 (6)市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、このために必要な市町村長及び知事が行う協議等の手続きは次によるもの</p>	<p>(略)</p> <p><b>6 広域一時滞在</b></p> <p>(1) 実施・受け入れ体制の整備等</p> <p>災害発生に伴い、市町村や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章第11節1「避難対策 (6)市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、このために必要な市町村長及び知事が行う協議等の手続きは次によるもの</p>	

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
95	<p>とする。</p> <p>なお、市町村長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結及び本章第11節1「避難対策（3）市町村の避難計画」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 災害関係情報等の受伝達</p> <p>1 防災気象情報の受理、伝達</p> <p>(1) 甲府地方気象台が発表する防災気象情報</p> <p>ア 予報・特別警報・警報・注意報等の種類</p> <p>警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供<u>する</u>。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、<u>避難指示等</u>が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <p>（ア）特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象によって、災害が<u>起こる</u>おそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が<u>起こる</u>おそれのあるときには</p>	<p>とする。</p> <p>なお、市町村長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結及び本章第11節1「避難対策（3）市町村の避難計画」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。</p> <p><u>また、被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第2節 災害関係情報等の受伝達</p> <p>1 防災気象情報の受理、伝達</p> <p>(1) 甲府地方気象台が発表する防災気象情報</p> <p>ア 予報・特別警報・警報・注意報等の種類</p> <p>警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「<u>当該</u>行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供<u>される</u>。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、<u>避難情報</u>が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <p>（ア）特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象によって、災害が<u>発生する</u>おそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が<u>発生する</u>おそれがあるときに</p>	<p>甲府地方気象台修正</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

は「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、山梨県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特 別 警 報	大雨特別警報	<u>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>
	大雪特別警報	<u>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</u>
	暴風特別警報	<u>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</u>
	暴風雪特別警報	<u>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</u>

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特 別 警 報	大雨特別警報	<u>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>
	大雪特別警報	<u>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</u>
	暴風特別警報	<u>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</u>
	暴風雪特別警報	<u>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</u>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

	警報	大雨警報	<u>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	警報	大雨警報	<u>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u>	
		洪水警報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>		洪水警報	<u>上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u>	
		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
		暴風雪警報	<u>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</u>		暴風雪警報	<u>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</u>	
	注意	大雨注意	<u>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	注意	大雨注意	<u>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	
		洪水注意	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>		洪水注意	<u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	
		大雪注意	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪注意	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
		強風注意	強風により災害が発生するおそれがあると予想さ		強風注意	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

	<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">報</td> <td>れたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>風雪注意報</td> <td><u>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u></td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td><u>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u></td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td><u>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</u></td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着氷注意報</td> <td><u>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u></td> </tr> <tr> <td>着雪注意報</td> <td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td><u>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。</u></td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td><u>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに</u></td> </tr> </table>	報	れたときに発表される。	風雪注意報	<u>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u>	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	雷注意報	<u>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u>	乾燥注意報	<u>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</u>	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	着氷注意報	<u>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u>	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	融雪注意報	<u>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。</u>	霜注意報	<u>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに</u>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">風雪注意報</td> <td><u>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。</u></td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td><u>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</u></td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td><u>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。</u></td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着氷注意報</td> <td><u>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。</u></td> </tr> <tr> <td>着雪注意報</td> <td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td><u>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。</u></td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td><u>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとき</u></td> </tr> </table>	風雪注意報	<u>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。</u>	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	雷注意報	<u>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</u>	乾燥注意報	<u>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。</u>	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	着氷注意報	<u>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。</u>	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	融雪注意報	<u>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。</u>	霜注意報	<u>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとき</u>	
報	れたときに発表される。																																								
風雪注意報	<u>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u>																																								
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																								
雷注意報	<u>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u>																																								
乾燥注意報	<u>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</u>																																								
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																								
着氷注意報	<u>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u>																																								
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																								
融雪注意報	<u>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。</u>																																								
霜注意報	<u>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに</u>																																								
風雪注意報	<u>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。</u>																																								
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																								
雷注意報	<u>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</u>																																								
乾燥注意報	<u>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。</u>																																								
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																								
着氷注意報	<u>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。</u>																																								
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																								
融雪注意報	<u>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。</u>																																								
霜注意報	<u>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとき</u>																																								

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

		<u>発表される。</u>
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。  
地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(略)

(オ) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」という言葉を用いて解説する情報。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

(略)

(新設)

		<u>に発表される。</u>
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(略)

(オ) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(略)

(ク) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する山梨県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

98

99

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

(ク) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（中・西部、東部・富士五湖）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(ケ) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方气象台が山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて市町村に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報および強風注意報の基準を用いる。

(コ) 洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または山梨県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行っており下表の表題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

洪水予報の種類、課題と概要

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。

(ケ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（中・西部、東部・富士五湖）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（中西部、東部・富士五湖）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(コ) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方气象台が山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて市町村に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報および強風注意報の基準を用いる。

(カ) 洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または山梨県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。甲府河川国道事務所と甲府地方气象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

		避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

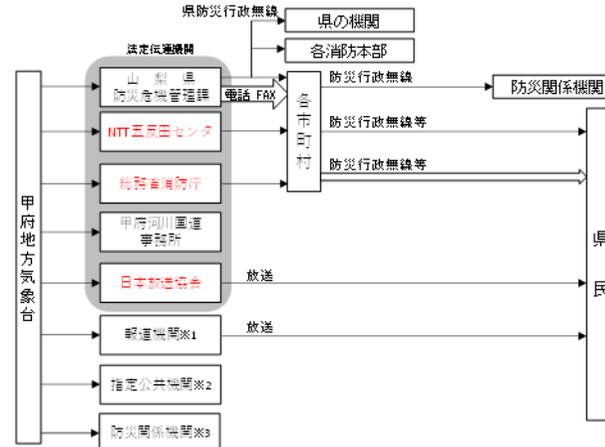
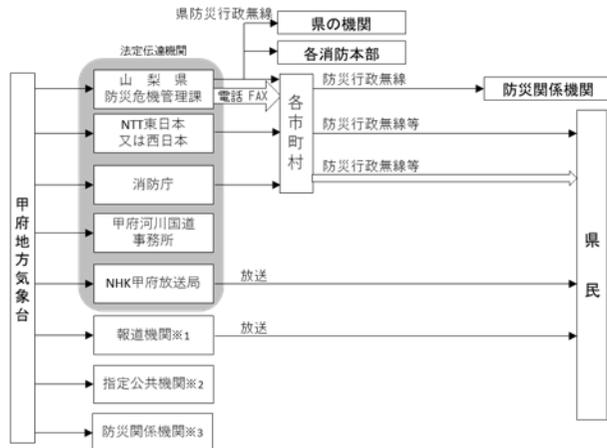
		避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(略)

(略)

100 イ 甲府地方気象台の伝達経路

イ 甲府地方気象台の伝達経路

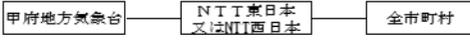
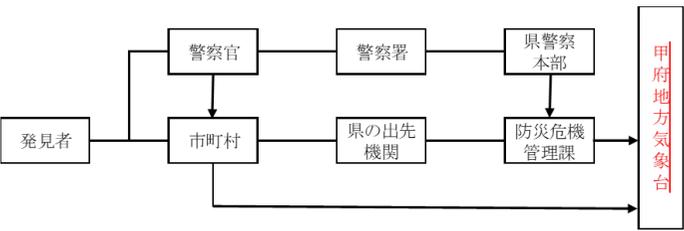
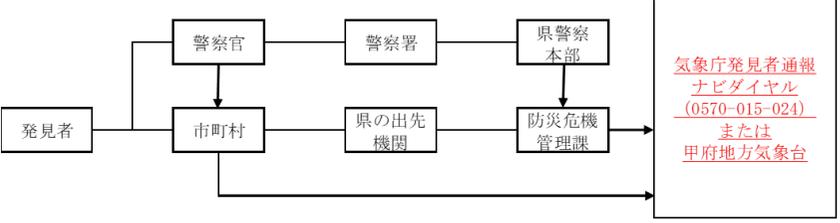


- 注1) すべての注意報、警報は全機関（NTT東日本又は西日本は、警報のみ）に伝達。
- 注2) ⇨ は、特別警報発表時に、通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。
- 注3) 甲府地方気象台から法定伝達機関への伝達はオンラインによる。
- 注4) 甲府地方気象台から報道機関、指定公共機関、防災関係機関への伝達はインターネット版防災情報提供システムによる。
- ※1) 報道機関は、山梨日日新聞、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、朝日ネットワーサービス
- ※2) 指定公共機関は、東京電力リニューアブルパワー（株）各事業所、東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社、NTT東日本山梨支店、東京ガス山梨
- ※3) 防災関係機関は、山梨県警察本部警備第二課、陸上自衛隊北富士駐屯地第1特務隊、インターネット版防災情報提供装置を利用している市町村及び消防本部

- 注1) すべての注意報、警報は全機関（NTT五反田センタは、警報のみ）に伝達。
- 注2) ⇨ は、特別警報発表時に、通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。
- 注3) 甲府地方気象台から法定伝達機関への伝達はオンラインによる。
- 注4) 甲府地方気象台から報道機関、指定公共機関、防災関係機関への伝達はインターネット版防災情報提供システムによる。
- ※1) 報道機関は、山梨日日新聞、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、日本ネットワークサービス
- ※2) 指定公共機関は、東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社、東日本旅客鉄道（株）
- ※3) 防災関係機関は、山梨県警察本部警備第二課、陸上自衛隊北富士駐屯地 第4特務隊、インターネット版防災情報提供装置を利用している市町村及び消防本部

山梨県水防計画の修正に伴う修正

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
101	<p>ウ NTTの扱う警報の伝達 扱う警報の種類：気象警報、洪水警報</p>  <p>(略)</p> <p>(3) 国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む）及び笛吹川洪水予報）</p> <p>ア 洪水予報の発表 洪水予報は、甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同発表する。</p> <p>イ 洪水予報実施区間 富士川（釜無川を含む） 韮崎市の<b>武田</b>上流端から海まで 笛吹川 山梨市の<b>岩手</b>上流端から富士川合流点まで</p> <p>(略)</p>	<p>ウ NTTの扱う警報の伝達 扱う警報の種類：気象警報、洪水警報</p>  <p>(略)</p> <p>(3) 国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む）及び笛吹川洪水予報）</p> <p>ア 洪水予報の発表 <u>富士川（釜無川を含む）洪水予報は、甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が、</u><u>笛吹川洪水予報は、甲府河川国道事務所と甲府地方気象台が</u>共同発表する。</p> <p>イ 洪水予報実施区間 富士川（釜無川を含む） 韮崎市の<b>武田橋</b>上流端から海まで 笛吹川 山梨市の<b>岩手橋</b>上流端から富士川合流点まで</p> <p>(略)</p>	<p>甲府地方気象台修正</p>
102	<p>2 異常現象発見時の通報、伝達 (略)</p> <p>(3) 伝達系統</p>  <p>(略)</p>	<p>2 異常現象発見時の通報、伝達 (略)</p> <p>(3) 伝達系統</p>  <p>(略)</p>	
103	<p>3 被害情報の収集伝達 (1) 被害情報の収集伝達</p>	<p>3 被害情報の収集伝達 (1) 被害情報の収集伝達</p>	<p>防災基本計画修正</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由				
105	<p>・ 総合防災情報システムにより被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）及びSIP4D（<u>基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management</u>）の活用に努める。</p> <p>（略）</p> <p><b>4 災害広報</b></p> <p>(1) 県による広報</p> <p>ウ 広報内容</p> <p>① 災害情報及び県の防災体制</p> <p>② 被害状況及び応急対策実施状況</p> <p>③ 公共施設の被災状況及び復旧の見通し</p> <p>④ 被災者に対する注意事項</p> <p>⑤ 一般住民に対する協力要請</p> <p>⑥ 安否、避難所、医療等の生活関連情報 （県と市町村との情報提供区分を明確にする。）</p> <p>⑦ ボランティアに対する被災地のニーズ等の広報</p> <p><u>⑧ 避難所等に指定されている県有施設に整備された公衆無線LANを活用した情報提供</u></p>	<p>・ 総合防災情報システムにより被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）、<u>SIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management）</u>及び新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の活用に努める。</p> <p>（略）</p> <p><b>4 災害広報</b></p> <p>(1) 県による広報</p> <p>ウ 広報内容</p> <p>① 災害情報及び県の防災体制</p> <p>② 被害状況及び応急対策実施状況</p> <p>③ 公共施設の被災状況及び復旧の見通し</p> <p>④ 被災者に対する注意事項</p> <p>⑤ 一般住民に対する協力要請</p> <p>⑥ 安否、避難所、医療等の生活関連情報 （県と市町村との情報提供区分を明確にする。）</p> <p>⑦ ボランティアに対する被災地のニーズ等の広報 （削除）</p>	<p>に伴う修正</p> <p>DX 課修正</p>				
106	<p>（略）</p> <p>(4) 防災関係機関による広報</p> <p>防災関係機関は、防災業務計画の定めるところにより、所管業務、施設等の災害に関して、全ての住民に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な広報を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 1230 1081 1310"> <tr> <td>ガス供給機関</td> <td>被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等に<sup>2</sup>いて、報道機関及び広報車等を通じて広報する。</td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p><b>第3節 通信の確保</b></p> <p>（略）</p>	ガス供給機関	被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等に <sup>2</sup> いて、報道機関及び広報車等を通じて広報する。	<p>（略）</p> <p>(4) 防災関係機関による広報</p> <p>防災関係機関は、防災業務計画の定めるところにより、所管業務、施設等の災害に関して、全ての住民に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な広報を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 1230 2022 1310"> <tr> <td>ガス供給機関</td> <td>被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等に<sup>2</sup>いて、報道機関及び広報車等を通じて広報する。</td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p><b>第3節 通信の確保</b></p> <p>（略）</p>	ガス供給機関	被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等に <sup>2</sup> いて、報道機関及び広報車等を通じて広報する。	<p>文言の修正</p>
ガス供給機関	被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等に <sup>2</sup> いて、報道機関及び広報車等を通じて広報する。						
ガス供給機関	被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等に <sup>2</sup> いて、報道機関及び広報車等を通じて広報する。						

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
111	無線回線構成図	無線回線構成図 <b>※図の更新</b>	時点更新
(略)	(略)	(略)	
114	山梨県防災行政無線一覧表	山梨県防災行政無線一覧表 <b>※表の更新</b>	
(略)	(略)	(略)	
	<b>第4節 水防対策</b>	<b>第4節 水防対策</b>	
	<b>1 水防の責任</b>	<b>1 水防の責任</b>	
121	(略)	(略)	山梨県水防計画の修正に伴う修正
	(3) 国土交通省の責任	(3) 国土交通省の責任	
	<b>ア</b> <u>水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）</u>	<b>ア</b> 洪水予報の発表及び通知	
	<b>イ</b> 洪水予報の発表及び通知	(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)	
	<b>ウ</b> 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）	<b>イ</b> 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）	
	<b>エ</b> 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）	<b>ウ</b> 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）	
	<b>オ</b> 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）	<b>エ</b> 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）	
	<b>カ</b> 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）	<b>オ</b> 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）	
	<b>キ</b> 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）	<b>カ</b> 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）	
	<b>ク</b> 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）	<b>キ</b> 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）	
	<b>ケ</b> 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）	<b>ク</b> 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）	
	<b>コ</b> 特定緊急水防活動（法第32条）	<b>ケ</b> 特定緊急水防活動（法第32条）	
	<b>サ</b> 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）	<b>コ</b> 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）	
	<b>シ</b> 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）	<b>サ</b> 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）	
	(4) 河川管理者の責任	(4) 河川管理者の責任	
	<b>ア</b> 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の1	<b>ア</b> <u>水防管理団体が行う水防への協力（法第22条の2）</u>	
		<b>イ</b> 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対す	



山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

5 通信連絡

125

(略)

水防管理団体 連絡先一覧

市町村名	担当部署名	NTT電話	NTT FAX	国産線河川		県管理河川	
				洪水予報	水位通知	洪水予報	水位通知
1 甲府市	まちづくり推進部 警備室	055-237-8842	055-237-8067				
	消防団 消防団本部 消防団本部 消防団本部 消防団本部	055-237-8331	055-237-9911	○		○	○
2 山梨市	消防団 消防団本部 消防団本部 消防団本部	055-232-1111	055-232-2800	○	○		○
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-232-1111	055-232-2800	○	○		○
3 塩崎市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-232-1111	055-232-8479	○	○		○
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-232-1111	055-232-8479	○	○		○
4 南アサギナ市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-282-6368	055-282-6319	○	○		○
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-282-7214	055-282-6498	○	○		○
5 北杜市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-42-3333	055-42-1122				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-42-3333	055-42-1122				
6 甲斐市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-278-6767	055-278-2047	○	○		○
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-278-6767	055-278-2047	○	○		○
7 笛吹市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-261-3333	055-261-3335	○	○		○
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-261-3361	055-261-4115				
8 甲州市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-32-5041	055-32-1818				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-32-5041	055-32-1818				
9 中央市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-274-6319	055-274-7130	○	○		○
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-274-6319	055-274-7130	○	○		○
10 市川三浦町	消防団 消防団本部 消防団本部	055-272-6090	055-272-6601				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-272-1175	055-272-2525	○			○
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-272-1175	055-272-2525				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-272-1175	055-272-2525				
11 身延町	消防団 消防団本部 消防団本部	055-42-4808	055-42-2127	○	○		
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-42-4809	055-42-2127				
12 南都町	消防団 消防団本部 消防団本部	055-66-3408	055-66-2190	○			
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-66-3417	同上				
13 富士川町	消防団 消防団本部 消防団本部	055-22-7218	055-22-7218	○			○
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-22-7218	055-22-7218				
14 阿和町	消防団 消防団本部 消防団本部	055-275-6422	055-275-6230				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-275-6424	055-275-2109				
15 上野原市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-45-3133	055-45-1086				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-45-3145	055-45-1086				
16 六月市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-20-1839	055-20-1533				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-20-8008	055-20-1216				
17 那須市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-46-5111	055-46-5049				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-46-5111	055-46-5049				
18 西桂町	消防団 消防団本部 消防団本部	055-20-2015	055-20-2015				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-20-2015	055-20-2015				
19 富士吉田市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-22-1111	055-22-1030				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-22-1111	055-22-1030				
20 忍野村	消防団 消防団本部 消防団本部	055-84-7393	055-84-7805				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-84-7391	055-84-9717				
21 山中湖村	消防団 消防団本部 消防団本部	055-62-9975	055-62-0827				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-62-1111	055-62-3088				

(略)

127

5 通信連絡

(略)

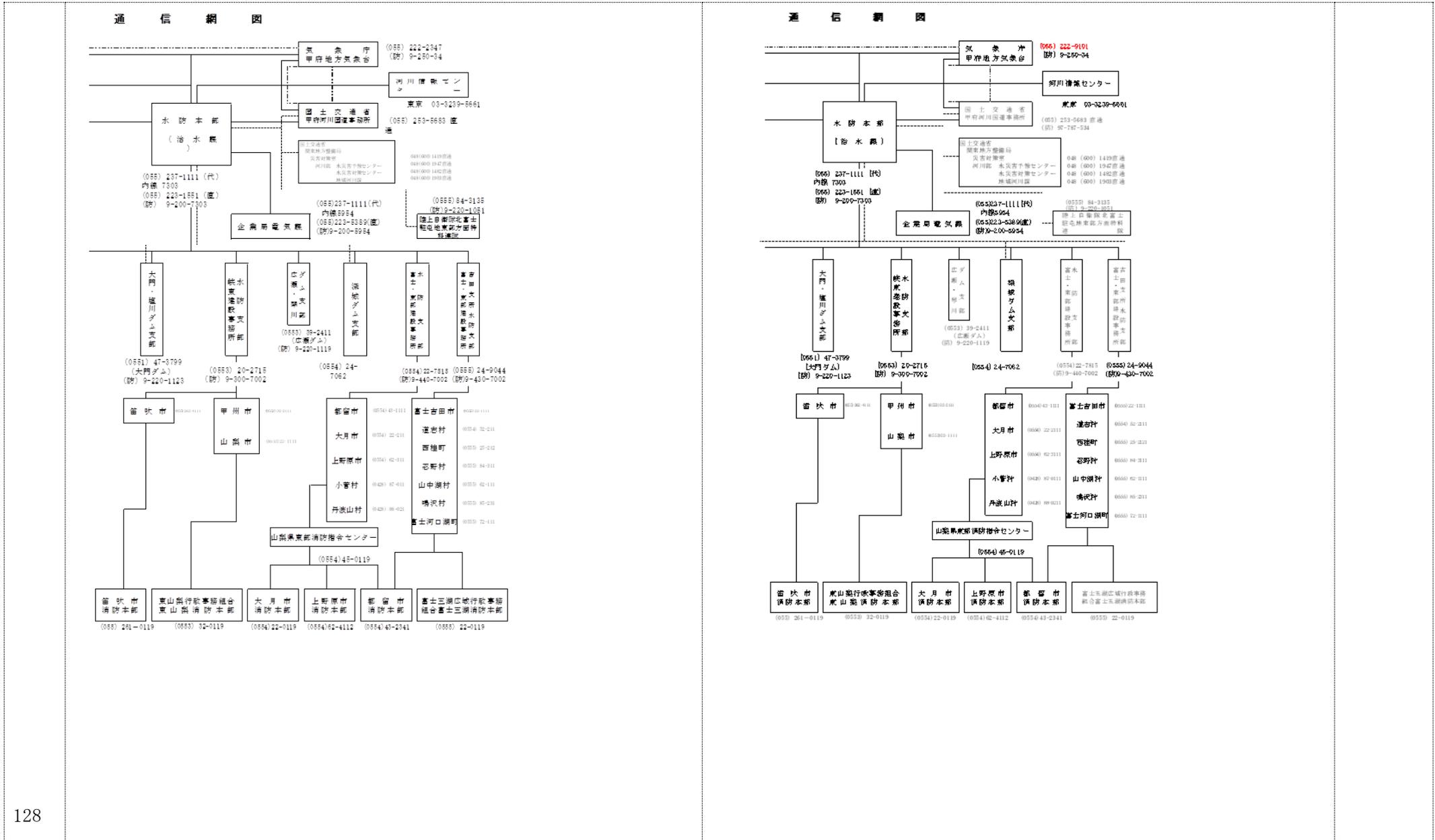
水防管理団体 連絡先一覧

市町村名	担当部署名	NTT電話	NTT FAX	国産線河川		県管理河川	
				洪水予報	水位通知	洪水予報	水位通知
1 甲府市	まちづくり推進部 警備室	055-237-8842	055-237-8067				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-237-8331	055-237-9911	○		○	○
2 山梨市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-232-1111	055-232-2800	○	○		○
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-232-1111	055-232-2800	○	○		○
3 塩崎市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-232-1111	055-232-8479	○	○		○
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-232-1111	055-232-8479	○	○		○
4 南アサギナ市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-282-6368	055-282-6319	○	○		○
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-282-7214	055-282-6498	○	○		○
5 北杜市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-42-3333	055-42-1122				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-42-3333	055-42-1122				
6 甲斐市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-278-6767	055-278-2047	○	○		○
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-278-6767	055-278-2047	○	○		○
7 笛吹市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-261-3333	055-261-3335	○	○		○
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-261-3361	055-261-4115				
8 甲州市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-32-5041	055-32-1818				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-32-5041	055-32-1818				
9 中央市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-274-6319	055-274-7130	○	○		○
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-274-6319	055-274-7130	○	○		○
10 市川三浦町	消防団 消防団本部 消防団本部	055-272-6090	055-272-6601				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-272-1175	055-272-2525	○			○
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-272-1175	055-272-2525				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-272-1175	055-272-2525				
11 身延町	消防団 消防団本部 消防団本部	055-42-4808	055-42-2127	○	○		
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-42-4809	055-42-2127				
12 南都町	消防団 消防団本部 消防団本部	055-66-3408	055-66-2190	○			
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-66-3417	同上				
13 富士川町	消防団 消防団本部 消防団本部	055-22-7218	055-22-7218	○			○
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-22-7218	055-22-7218				
14 阿和町	消防団 消防団本部 消防団本部	055-275-6422	055-275-6230				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-275-6424	055-275-2109				
15 上野原市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-45-3133	055-45-1086				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-45-3145	055-45-1086				
16 六月市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-20-1839	055-20-1533				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-20-8008	055-20-1216				
17 那須市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-46-5111	055-46-5049				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-46-5111	055-46-5049				
18 西桂町	消防団 消防団本部 消防団本部	055-20-2015	055-20-2015				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-20-2015	055-20-2015				
19 富士吉田市	消防団 消防団本部 消防団本部	055-22-1111	055-22-1030				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-22-1111	055-22-1030				
20 忍野村	消防団 消防団本部 消防団本部	055-84-7393	055-84-7805				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-84-7391	055-84-9717				
21 山中湖村	消防団 消防団本部 消防団本部	055-62-9975	055-62-0827				
	消防団 消防団本部 消防団本部	055-62-1111	055-62-3088				

(略)

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------



山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

6 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

(略)

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	実施区域	洪水予報基準地点
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目 4621番4地先 武田橋上流端から海まで	船山橋 清水端 南 部
	右岸 山梨県韮崎市神山町大字鍋山字 釜無川河原武田橋から海まで	
笛吹川	左岸 山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1番地先 岩手橋上流端から富士川への合流点まで	石 和
	右岸 山梨県山梨市大字東字御堂淵453番地先 岩手橋上流端から富士川への合流点まで	

(略)

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	標 準	発表基準
「洪水警報(発表) 又は「洪水警報」	「 <u>氾濫発生情報</u> 」又は「 <u>氾濫発生情報(氾濫水の予報)</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> <li>・新たに氾濫が及びお区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
「 <u>氾濫危険情報</u> 」	「 <u>氾濫危険情報</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を極え、さらに水位の上昇が見込まれるとき※</li> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位を極える状態が継続しているとき</li> <li>・いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当</li> </ul>
「 <u>氾濫警戒情報</u> 」	「 <u>氾濫警戒情報</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を極える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> <li>・高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> </ul>

(略)

6 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

(略)

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	実施区域	洪水予報基準地点
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目 4621番4地先 武田橋上流端から海まで	船山橋 清水端 南 部
	右岸 山梨県韮崎市神山町大字鍋山字 釜無川河原武田橋上流端から海まで	
笛吹川	左岸 山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1番地先 岩手橋上流端から富士川への合流点まで	石 和
	右岸 山梨県山梨市大字東字御堂淵453番地先 岩手橋上流端から富士川への合流点まで	

(略)

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	標 準	発表基準
「洪水警報(発表) 又は「洪水警報」	「 <u>氾濫発生情報</u> 」又は「 <u>氾濫発生情報(氾濫水の予報)</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> <li>・新たに氾濫が及びお区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
「 <u>氾濫危険情報</u> 」	「 <u>氾濫危険情報</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を極え、さらに水位の上昇が見込まれるとき※</li> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位を極える状態が継続しているとき</li> <li>・いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当</li> </ul>
「 <u>氾濫警戒情報</u> 」	「 <u>氾濫警戒情報</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を極える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> <li>・高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> </ul>

(略)

129

131





山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

142

(3) 水防警報の伝達経路及び手段

(略)

図-2 富士川水系各河川の水防本部（県）から水防管理者等への通知及び周知系統図

対象河川	情報発信事務所	伝達先	市町間の連絡(必要に応じて)
荒川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、中央市	甲府市、甲斐市、中央市間で相互に出水状況伝達
相川	中北建設事務所	甲府市	
湯川	中北建設事務所	甲府市	
平等川	関東建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	甲府市、笛吹市、山梨市	甲府市、笛吹市、山梨市間で相互に出水状況伝達
滝戸川	中北建設事務所	甲府市、中央市	甲府市と中央市間で相互に出水状況伝達
坂川	関東建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	甲府市、笛吹市	甲府市と笛吹市間で相互に出水状況伝達
坪川	中北建設事務所 ※南建設事務所へも連絡	南アルプス市、富士川町	南アルプス市と富士川町間で相互に出水状況伝達
滝沢川	中北建設事務所 ※南建設事務所へも連絡	南アルプス市、中央市、富士川町	南アルプス市、中央市、富士川町間で相互に出水状況伝達
岸川	南建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	中央市、市川三郷町	中央市と市川三郷町間で相互に出水状況伝達
塩川	城北支所	北杜市、韮崎市	北杜市と韮崎市間で相互に出水状況伝達
釜無川	城北支所	北杜市、韮崎市	北杜市と韮崎市間で相互に出水状況伝達
御前川	中北建設事務所 ※城北支所へも連絡	韮崎市、南アルプス市	韮崎市と南アルプス市間で相互に出水状況伝達
窪川	関東建設事務所	山梨市、笛吹市	山梨市と笛吹市間で相互に出水状況伝達
日川	関東建設事務所	山梨市、笛吹市、甲州市	山梨市、笛吹市、甲州市間で相互に出水状況伝達
鎌田川	中北建設事務所 ※城北支所へも連絡	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
栗川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
戸川	南建設事務所	富士川町	

(略)

(3) 水防警報の伝達経路及び手段

(略)

対象河川	情報発信事務所	伝達先	市町間の連絡(必要に応じて)
荒川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
相川	中北建設事務所	甲府市	
湯川	中北建設事務所	甲府市	
平等川	関東建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	甲府市、笛吹市、山梨市	甲府市、笛吹市、山梨市間で相互に出水状況伝達
滝戸川	中北建設事務所	甲府市、中央市	甲府市と中央市間で相互に出水状況伝達
坂川	関東建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	甲府市、笛吹市、中央市	甲府市、笛吹市、中央市間で相互に出水状況伝達
坪川	中北建設事務所 ※南建設事務所へも連絡	南アルプス市、富士川町	南アルプス市と富士川町間で相互に出水状況伝達
滝沢川	中北建設事務所 ※南建設事務所へも連絡	南アルプス市、中央市、富士川町	南アルプス市、中央市、富士川町間で相互に出水状況伝達
岸川	南建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	中央市、市川三郷町	中央市と市川三郷町間で相互に出水状況伝達
塩川	城北支所	北杜市、韮崎市、甲斐市	北杜市、韮崎市、甲斐市間で相互に出水状況伝達
釜無川	城北支所	北杜市、韮崎市	北杜市と韮崎市間で相互に出水状況伝達
御前川	中北建設事務所 ※城北支所へも連絡	韮崎市、南アルプス市	韮崎市と南アルプス市間で相互に出水状況伝達
窪川	関東建設事務所	山梨市、甲州市	山梨市と甲州市間で相互に出水状況伝達
日川	関東建設事務所	山梨市、笛吹市、甲州市	山梨市、笛吹市、甲州市間で相互に出水状況伝達
鎌田川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
栗川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
戸川	南建設事務所	富士川町	

(略)

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

145

1 0 国土交通省が行う水位到達情報の通知

(略)

表-1 報道機関電話番号

報道機関名	NHK (甲府放送局)	山梨放送	テレビ山梨	エフエム富士	甲府CATV	エフエム甲府
電話番号	055-255-2113	055-231-3232	055-232-1114	055-228-6969	055-251-7111	055-225-1171
FAX番号	055-254-5827	055-231-3157	055-237-4423	055-228-1128	055-253-6827	055-225-1190

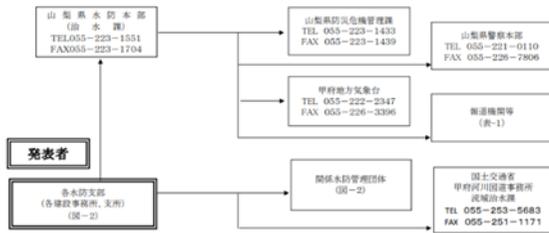
(略)

1 1 県が行う水位到達情報の通知

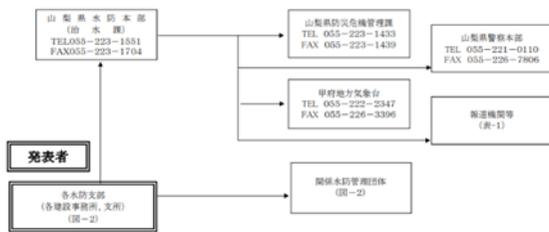
(略)

148

ア 富士川水系の場合



イ 相模川水系の場合



(略)

150

1 0 国土交通省が行う水位到達情報の通知

(略)

表-1 報道機関電話番号

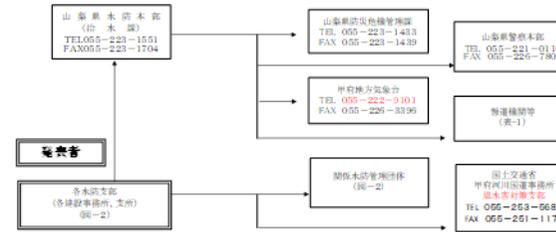
報道機関名	NHK (甲府放送局)	山梨放送	テレビ山梨	エフエム富士	山梨県CATV(甲府・225)	エフエム甲府
電話番号	055-255-2113	055-231-3232	055-232-1114	055-228-6969	055-251-7111	055-225-1171
FAX番号	055-254-5827	055-231-3157	055-237-4423	055-228-1128	055-253-6827	055-225-1190

(略)

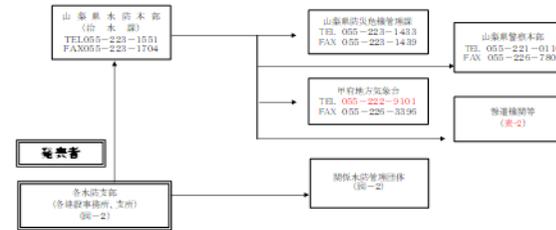
1 1 県が行う水位到達情報の通知

(略)

ア 富士川水系の場合



イ 相模川水系の場合



(略)

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

表-1 報道機関電話番号

報道機関名	NHK (甲府放送局)	山梨放送	テレビ山梨	エフエム富士	甲府CATV	エフエム甲府
電話番号	055-255-2113	055-231-3232	055-232-1114	055-228-6969	055-251-7111	055-225-1171
FAX番号	055-254-5827	055-231-3157	055-237-4423	055-228-1128	055-253-6827	055-225-1190

(略)

第6節 消防対策

3 林野火災の応急対策

(略)

(2) 市町村のとりべき措置

ア 市町村長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県林政部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

イ 市町村長又は消防長は、林野火災防ぎよにあたって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資器材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機連携を保つ林野火災防ぎよ計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

(略)

(新設)

表-1 報道機関電話番号

報道機関名	NHK (甲府放送局)	山梨放送	テレビ山梨	エフエム富士	日本ネットワークテレビ	エフエム甲府
電話番号	055-255-2113	055-231-3232	055-232-1114	055-228-6969	055-251-7112	055-225-1171
FAX番号	055-254-5827	055-231-3157	055-237-4423	055-228-1128	055-251-5222	055-225-1190

表-2 報道機関電話番号

報道機関名	NHK (甲府放送局)	山梨放送	テレビ山梨	エフエム富士	CATV富士本拠	FM富士本拠
電話番号	055-255-2113	055-231-3232	055-232-1114	055-228-6969	055-22-1714	0555-30-2255
FAX番号	055-254-5827	055-231-3157	055-237-4423	055-228-1128	055-22-5890	0555-30-2256

(略)

第6節 消防対策

3 林野火災の応急対策

(略)

(2) 市町村のとりべき措置

ア 市町村長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

イ 消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

(略)

ウ 市町村又は消防長は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資器材の整備を促進するものとする。

エ 市町村は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資器材等の充実等を図るものとする。

オ 市町村は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資器材の整備促進に努めるものとする。

カ 市町村又は消防長は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資器材の充実強化を図るとともに、建

組織改正  
による修  
正

防災基本  
計画修正  
に伴う修  
正

155



山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
156	<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第7節 原子力災害応急対策</p> <p>3 モニタリング活動</p>	<p><u>路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。</u></p> <p><u>エ 応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。</u></p> <p>(5) <u>要配慮者への配慮</u></p> <p><u>市町村は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7節 原子力災害応急対策</p> <p>3 モニタリング活動</p>	
157	<p>(略)</p> <p>(3) 放射性<u>核種</u>濃度の測定</p> <p>県は、あらかじめ定められた分掌に基づき、飲料水、食品、大気浮遊塵、降下物等の測定を行うとともに、測定結果を県ホームページで公表する。</p> <p>なお、濃度測定の方掌は、概ね次のとおりとする。</p> <p>ア 福祉保健部 飲料水の検査</p> <p><u>イ 林政部 林産物の検査</u></p> <p><u>ウ 環境・エネルギー部 大気、水質、廃棄物の検査</u></p> <p><u>エ 産業労働部 工業製品の検査</u></p> <p><u>オ 農政部 農畜水産物の検査</u></p> <p><u>カ 県土整備部 下水汚泥の検査</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 放射性<u>各種</u>濃度の測定</p> <p>県は、あらかじめ定められた分掌に基づき、飲料水、食品、大気浮遊塵、降下物等の測定を行うとともに、測定結果を県ホームページで公表する。</p> <p>なお、濃度測定の方掌は、概ね次のとおりとする。</p> <p>ア 福祉保健部 飲料水の検査</p> <p><u>イ 森林環境部 林産物、大気、水質、廃棄物の検査</u></p> <p><u>ウ 産業政策部 工業製品の検査</u></p> <p><u>エ 農政部 農畜水産物の検査</u></p> <p><u>オ 県土整備部 下水汚泥の検査</u></p> <p>(略)</p>	誤字修正 組織改正 による修正
161	<p>第9節 交通対策</p> <p>1 交通規制</p> <p>(略)</p> <p>(5) 交通規制の措置</p> <p>(略)</p>	<p>第9節 交通対策</p> <p>1 交通規制</p> <p>(略)</p> <p>(5) 交通規制の措置</p> <p>(略)</p>	

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
162	<p>ウ 県公安委員会は、通行の規制をしたときは速やかに近県の公安委員会へ、規制の対象、区間等を通知する。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 緊急輸送道路等の確保</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 県公安委員会は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限して、<b>緊急輸送道路</b>を確保する。</p> <p>イ <b>緊急輸送道路</b>の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <b>緊急輸送道路</b>確保のための措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 放置車両の撤去等</p> <p>警察官は、<b>緊急輸送道路</b>を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>エ 信号機用電源<b>附加</b>装置の設置</p> <p>県公安委員会は、緊急通行車両の円滑な進行を確保するため、<b>緊急輸送道路</b>の主要交差点の信号機に停電用発電機を設置し、交混防止を図る。</p> <p>オ 障害物の撤去</p> <p>警察官は、<b>緊急輸送道路</b>の障害物の撤去について、自衛隊、消防機関、道路管理者等と協力し、状況に応じて必要な措置を取る。</p> <p>(略)</p> <p><b>4 緊急通行車両の確認</b></p> <p>(略)</p> <p>(2)緊急通行車両の確認</p>	<p>ウ 県公安委員会は、<b>県境付近の路線における</b>通行の規制をしたときは速やかに近県の公安委員会へ、規制の対象、区間等を通知する。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 緊急交通路の確保</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 県公安委員会は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限して、<b>緊急交通路</b>を確保する。</p> <p>イ <b>緊急交通路</b>の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <b>緊急交通路</b>確保のための措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 放置車両の撤去等</p> <p>警察官は、<b>緊急交通路</b>を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>エ 信号機用電源<b>付加</b>装置の設置</p> <p>県公安委員会は、緊急通行車両の円滑な進行を確保するため、<b>緊急交通路</b>の主要交差点の信号機に停電用発電機を設置し、交混防止を図る。</p> <p>オ 障害物の撤去</p> <p>警察官は、<b>緊急交通路</b>の障害物の撤去について、自衛隊、消防機関、道路管理者等と協力し、状況に応じて必要な措置を取る。</p> <p>(略)</p> <p><b>4 緊急通行車両の確認</b></p> <p>(略)</p> <p>(2)緊急通行車両の確認</p>	<p>県警本部 修正</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

165	<p>(略)</p> <p>別記様式第5（第6条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">知 事 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">公安委員会 印</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">番号標に表示されている番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>活動地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車両の使用者</td> <td>住所 ( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; color: red;">(備考) 日本工業規格A5とする。</p> <p>(略)</p>	第 号		年 月 日		緊急通行車両確認証明書		知 事 印		公安委員会 印		番号標に表示されている番号		車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		活動地域		車両の使用者	住所 ( ) 局 番	氏名又は名称	有効期限		備考		<p>(略)</p> <p>別記様式第5(第6条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第 号</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</td> <td style="text-align: right;">知 事 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">公安委員会 印</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">番号標に表示されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>活動地域</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車両の使用者</td> <td>住所 ( ) 局 番</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 用紙は、日本産業規格A4とする。</p> <p>(略)</p>	第 号		年 月 日	緊急通行車両確認証明書		知 事 印			公安委員会 印	番号標に表示されている番号			車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			活動地域			車両の使用者	住所 ( ) 局 番		氏名又は名称		有効期限			備考			災害対策 基本法施 行規則と の整合
第 号																																																							
年 月 日																																																							
緊急通行車両確認証明書																																																							
知 事 印																																																							
公安委員会 印																																																							
番号標に表示されている番号																																																							
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）																																																							
活動地域																																																							
車両の使用者	住所 ( ) 局 番																																																						
	氏名又は名称																																																						
有効期限																																																							
備考																																																							
第 号		年 月 日																																																					
緊急通行車両確認証明書		知 事 印																																																					
		公安委員会 印																																																					
番号標に表示されている番号																																																							
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）																																																							
活動地域																																																							
車両の使用者	住所 ( ) 局 番																																																						
	氏名又は名称																																																						
有効期限																																																							
備考																																																							
166																																																							

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

別記様式第6

第 号		年 月 日
規制除外車両確認証明書 山梨県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の使用者	住所	( ) 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(略)

第6号様式

第 号		年 月 日
規制除外車両確認証明書 山梨県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の使用者	住所	( ) 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(略)

文言の修正

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
167	<p><b>7 災害出動車両の有料道路の取り扱い</b></p> <p>(1) 緊急出動の取扱い</p> <p>（略）</p> <p>(中日本高速道路㈱<u>八王子支社</u>の場合)</p> <p>ア 山梨県は中日本高速道路株式会社<u>八王子支社</u>に速やかに災害派遣等従事車両の取扱いについて協議を行う。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 災害復旧等の出動の取扱い</p> <p>（略）</p> <p>オ 中日本高速道路㈱<u>八王子支社</u>が管理する道路の場合は、(1) 緊急出動の取扱いと同様とする。</p> <p>（略）</p> <p><b>第10節 災害救助法による救助</b></p> <p>（略）</p>	<p><b>7 災害出動車両の有料道路の取り扱い</b></p> <p>(1) 緊急出動の取扱い</p> <p>（略）</p> <p>(中日本高速道路㈱<u>東京支社</u>の場合)</p> <p>ア 山梨県は中日本高速道路株式会社<u>東京支社</u>に速やかに災害派遣等従事車両の取扱いについて協議を行う。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 災害復旧等の出動の取扱い</p> <p>（略）</p> <p>オ 中日本高速道路㈱<u>東京支社</u>が管理する道路の場合は、(1) 緊急出動の取扱いと同様とする。</p> <p>（略）</p> <p><b>第10節 災害救助法による救助</b></p> <p>（略）</p>	<p>組織改編による修正（中日本高速道路(株)）</p>
169	<p><b>5 災害救助法による救助</b></p> <p>(1) 避難</p> <p>（略）</p> <p>オ 費用</p> <p>1人1日当たり <u>350円</u>以内</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>ア 応急仮設住宅の供与</p> <p>（略）</p> <p>② 応急仮設住宅の種類</p> <p>a 建設型応急住宅</p> <p>(c) 費用</p> <p>設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり <u>688万3千円</u>以内</p>	<p><b>5 災害救助法による救助</b></p> <p>(1) 避難</p> <p>（略）</p> <p>オ 費用</p> <p>1人1日当たり <u>360円</u>以内</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>ア 応急仮設住宅の供与</p> <p>（略）</p> <p>② 応急仮設住宅の種類</p> <p>a 建設型応急住宅</p> <p>(c) 費用</p> <p>設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり <u>708万9千円</u>以内</p>	<p>山梨県災害救助法施行細則の改正に伴う修正</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

171

の額とする。

(略)

(3) 炊き出しその他による食品の給与

(略)

エ 費 用

1人1日 1, 330円以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)

(4) 生活必需品の給与又は貸与

(略)

ウ 給与(貸与)費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す 毎に加算
全壊 全焼 流出	夏	<u>19,800</u>	<u>25,400</u>	<u>37,700</u>	<u>45,000</u>	<u>57,000</u>	<u>8,300</u>
	冬	<u>32,800</u>	<u>42,400</u>	<u>59,000</u>	<u>69,000</u>	<u>87,000</u>	<u>12,100</u>
半壊 半焼 床上 浸水	夏	<u>6,500</u>	<u>8,700</u>	<u>13,000</u>	<u>15,900</u>	<u>20,000</u>	<u>2,800</u>
	冬	<u>10,400</u>	<u>13,600</u>	<u>19,400</u>	<u>23,000</u>	<u>29,000</u>	<u>3,800</u>

172

(略)

(新設)

の額とする。

(略)

(3) 炊き出しその他による食品の給与

(略)

エ 費 用

1人1日 1, 390円以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)

(4) 生活必需品の給与又は貸与

(略)

ウ 給与(貸与)費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す 毎に加算
全壊 全焼 流出	夏	<u>20,300</u>	<u>26,100</u>	<u>38,700</u>	<u>46,200</u>	<u>58,500</u>	<u>8,500</u>
	冬	<u>33,700</u>	<u>43,500</u>	<u>60,600</u>	<u>70,900</u>	<u>89,300</u>	<u>12,300</u>
半壊 半焼 床上 浸水	夏	<u>6,700</u>	<u>8,900</u>	<u>13,400</u>	<u>16,300</u>	<u>20,500</u>	<u>2,900</u>
	冬	<u>10,700</u>	<u>14,000</u>	<u>19,900</u>	<u>23,600</u>	<u>29,800</u>	<u>3,900</u>

(略)

(8) 福祉サービスの提供

ア 福祉サービスの提供を受ける者

災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする  
災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）

イ 福祉サービスの提供の方法

災害派遣福祉チームによって行うことを原則とする。

ウ 福祉サービスの範囲

① 災害時要配慮者に関する情報の把握

② 災害時要配慮者からの相談対応

③ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

173	<p><u>(8) 障害物の除去</u> (略)</p> <p>イ 実施期間及び費用の限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>費用の限度額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生の日から10日以内</td> <td>市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が <u>140,000円</u> 以内</td> <td>ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(9) 死体の捜索</u> (略)</p> <p><u>(10) 死体の処理</u> (略)</p> <p>エ 死体処理に要する費用の限度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>限 度 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洗浄、縫合、消毒</td> <td>死体1体当たり <u>3,600円</u> 以内</td> </tr> <tr> <td>死体の一時保存</td> <td>既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料1体当たり <u>5,700円</u> 以内</td> </tr> <tr> <td>検案の費用</td> <td>救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(11) 死体の埋葬</u> (略)</p>	実施期間	費用の限度額	備 考	災害発生の日から10日以内	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が <u>140,000円</u> 以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等	区 分	限 度 条 件	洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり <u>3,600円</u> 以内	死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料1体当たり <u>5,700円</u> 以内	検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。	<p><u>(4) 災害時要配慮者の避難所への誘導</u></p> <p><u>(5) 福祉避難所の設置（法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。）</u></p> <p>エ 費用の限度額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>上記①～④</td> <td>消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費の実費</td> </tr> <tr> <td>上記⑤</td> <td>消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 福祉サービスの提供の期間 <u>災害発生日から7日以内</u></p> <p><u>(9) 障害物の除去</u> (略)</p> <p>イ 実施期間及び費用の限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>費用の限度額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生の日から10日以内</td> <td>市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が <u>143,900円</u> 以内</td> <td>ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(10) 死体の捜索</u> (略)</p> <p><u>(11) 死体の処理</u> (略)</p> <p>エ 死体処理に要する費用の限度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>限 度 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洗浄、縫合、消毒</td> <td>死体1体当たり <u>3,700円</u> 以内</td> </tr> <tr> <td>死体の一時保存</td> <td>既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料1体当たり <u>5,900円</u> 以内</td> </tr> <tr> <td>検案の費用</td> <td>救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(12) 死体の埋葬</u> (略)</p>	上記①～④	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費の実費	上記⑤	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費	実施期間	費用の限度額	備 考	災害発生の日から10日以内	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が <u>143,900円</u> 以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等	区 分	限 度 条 件	洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり <u>3,700円</u> 以内	死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料1体当たり <u>5,900円</u> 以内	検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。	
実施期間	費用の限度額	備 考																																	
災害発生の日から10日以内	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が <u>140,000円</u> 以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等																																	
区 分	限 度 条 件																																		
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり <u>3,600円</u> 以内																																		
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料1体当たり <u>5,700円</u> 以内																																		
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。																																		
上記①～④	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費の実費																																		
上記⑤	消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費の実費																																		
実施期間	費用の限度額	備 考																																	
災害発生の日から10日以内	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が <u>143,900円</u> 以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等																																	
区 分	限 度 条 件																																		
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり <u>3,700円</u> 以内																																		
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料1体当たり <u>5,900円</u> 以内																																		
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。																																		

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

エ 費用の限度額

大人(12才以上)	小人(12才未満)	備 考
1体当たり <u>226,100円</u> 以内	1体当たり <u>180,800円</u> 以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む

(12) 教科書等学用品の給与

(略)

イ 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり <u>5,200円</u> 以内 中学生徒 1人当たり <u>5,500円</u> 以内 高等学校等生徒1人当たり <u>6,000円</u> 以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	

第11節 避難、救援対策

1 避難対策

(略)

・市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(略)

(3) 市町村の避難計画

(略)

イ 避難所の選定基準等

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対

エ 費用の限度額

大人(12才以上)	小人(12才未満)	備 考
1体当たり <u>232,200円</u> 以内	1体当たり <u>185,700円</u> 以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む

(13) 教科書等学用品の給与

(略)

イ 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり <u>5,500円</u> 以内 中学生徒 1人当たり <u>5,800円</u> 以内 高等学校等生徒1人当たり <u>6,300円</u> 以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	

第11節 避難、救援対策

1 避難対策

(略)

・市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(略)

(3) 市町村の避難計画

(略)

イ 避難所の選定基準等

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対

文言の修正

174

175

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
176	<p>策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その施設の管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において避難者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時</u>から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>・市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設及びオ 避難所の運営管理 からの移動)</u></p>	<p>策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その施設の管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において避難者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平時</u>から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(6 生活必需物資等救援対策 に移動)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>オ 避難所の開設</u></p> <p><u>・市町村は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。</u></p> <p><u>・市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>・市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>・市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を</u></p>	<p>項目の整理</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
<p>177</p> <p>178</p> <p>(略)</p>	<p><u>オ</u> 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p><u>確認するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</li> <li>市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</li> <li>市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</li> </ul> <p><u>カ</u> 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、<u>栄養バランスのとれた適温の食事を提供できる</u>よう、<u>炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適な</u>トイレの設置状況、<u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況</u>等の把握に努め、必要な対策を講じる。</li> <li>避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</li> </ul> <p>(略)</p>	

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
	<p>・指定避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する、特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。</p> <p>・市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・市町村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p><u>・市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>・市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>・災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(略)</p> <p>・市町村（都道府県）は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把</p>	<p>・指定避難所等における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布 等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。</p> <p>・市町村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止 するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>・災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(略)</p> <p>・県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必</p>	

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
	<p>握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市町村（都道府県）</u> は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</li> <li>・ <u>市町村（都道府県）</u> は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</li> </ul> <p>(略)</p> <p><u>カ</u> 要配慮者への配慮</p> <p>(略)</p>	<p>要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県及び市町村</u> は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、</u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</li> <li>・ 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</li> </ul> <p>(略)</p> <p><u>キ</u> 要配慮者への配慮</p> <p>(略)</p>	

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

191

3 医療対策

■ 災害拠点病院等医療機関一覧

◇ 地域災害支援病院			
病院名等		電話 衛星携帯電話	FAX
甲府	独立行政法人国立病院機構 甲府病院	甲府市天神町11-35	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院	甲府市朝日3-8-31	
	甲府共立病院	甲府市宝	
	真川整形外科病院	甲府市新田町10-25	
中北	武川病院	昭和町飯倉1227	
	三枝病院	甲斐市竜王新町1440	
	赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150	
	電王リハビリテーション病院	甲斐市万才287	
	高原病院	南アルプス市前沢255	
	巨摩共立病院	南アルプス市桃園340	
	宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750	
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773	
	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田3854	
	恵信荘崎病院	荘崎市一ツ谷1865-1	
峡東	加味岩総合病院	山梨市上神内川1309	
	塩山市民病院	甲州市塩山西広門田433-1	
	甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼50	
	山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平302-2	
	富士温泉病院	笛吹市春日居町小松1177	
	甲州リハビリテーション病院	笛吹市石和町四日市場2031	
	石和温泉病院	笛吹市石和町八田330-5	
	石和共立病院	笛吹市石和町広瀬623	
	一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井1745	
	峡南	峡南医療セカ企業団 市川三郷病院	市川三郷町市川大門428-1
飯富病院		身延町飯富1628	
身延山病院		身延町梅平2483	
峡南病院		富士川町飯沢1806	
しもべ病院		身延町下部1068	
東部 郡土	上野原市立病院	上野原市上野原3504-3	

(略)

3 医療対策

■ 災害拠点病院等医療機関一覧

◇ 地域災害支援病院			
病院名等		電話 衛星携帯電話	FAX
甲府	独立行政法人国立病院機構 甲府病院	甲府市天神町11-35	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院	甲府市朝日3-8-31	
	甲府共立病院	甲府市宝	
	真川整形外科病院	甲府市新田町10-25	
中北	武川病院	昭和町飯倉1227	
	三枝病院	甲斐市竜王新町1440	
	赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150	
	電王リハビリテーション病院	甲斐市万才287	
	高原病院	南アルプス市前沢255	
	巨摩共立病院	南アルプス市桃園340	
	宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750	
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773	
	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田3854	
	恵信荘崎病院	荘崎市一ツ谷1865-1	
峡東	加味岩総合病院	山梨市上神内川1309	
	塩山市民病院	甲州市塩山西広門田433-1	
	甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼50	
	山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平302-2	
	富士温泉病院	笛吹市春日居町小松1177	
	甲州リハビリテーション病院	笛吹市石和町四日市場2031	
	石和温泉病院	笛吹市石和町八田330-5	
	石和共立病院	笛吹市石和町広瀬623	
	一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井1745	
	峡南	(削除)	
飯富病院		身延町飯富1628	
身延山病院		身延町梅平2483	
峡南病院		富士川町飯沢1806	
しもべ病院		身延町下部1068	
東部 郡土	上野原市立病院	上野原市上野原3504-3	

(略)

指定解除  
(医務課  
修正)

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
197	<p>6 生活必需物資等救援対策</p> <p>被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市町村及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>(略)</p> <p>オ 県は、燃料等県内における必要量の確保が困難な物資については、国に安定的な供給を要請する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>6 生活必需物資等救援対策</p> <p>被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市町村及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>新物資システム（B-PLo）</u>等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>(略)</p> <p>オ 県は、燃料等県内における必要量の確保が困難な物資については、国に安定的な供給を要請する。</p> <p><u>カ 市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。</u></p> <p><u>キ 県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u></p>	<p>システム名称の変更</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
198	<p><u>カ</u> 県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支</p>	<p><u>ク</u> 県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支</p>	

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
199	<p>援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる<u>食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資</u>についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく<u>とともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする</u>。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>キ</u> 県及び市町村は、<u>備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、</u>物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>ク</u> 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>(2) 物資等の供給の要請等 (略)</p> <p>ク 県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>7 飲料水確保対策</b> (略)</p> <p>(2) 給水活動</p> <p><u>各水道事業者は、おおむね次の要領で給水活動を実施する。</u></p>	<p>援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄<u>するとともに、災害時における</u>調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく<u>よう努めるものとする</u>。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</p> <p><u>ケ</u> 県及び市町村は、<u>新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p><u>コ</u> 県及び市町村は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>サ</u> 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>(2) 物資等の供給の要請等 (略)</p> <p>ク 県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設<u>するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、</u>避難所までの輸送体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>7 飲料水等確保対策</b> (略)</p> <p>(2) 給水活動</p> <p><u>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握し</u></p>	

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>た上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。給水活動は、概ね次の要領で実施する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 代替水源の確保</u></p> <p><u>市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u></p>	

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

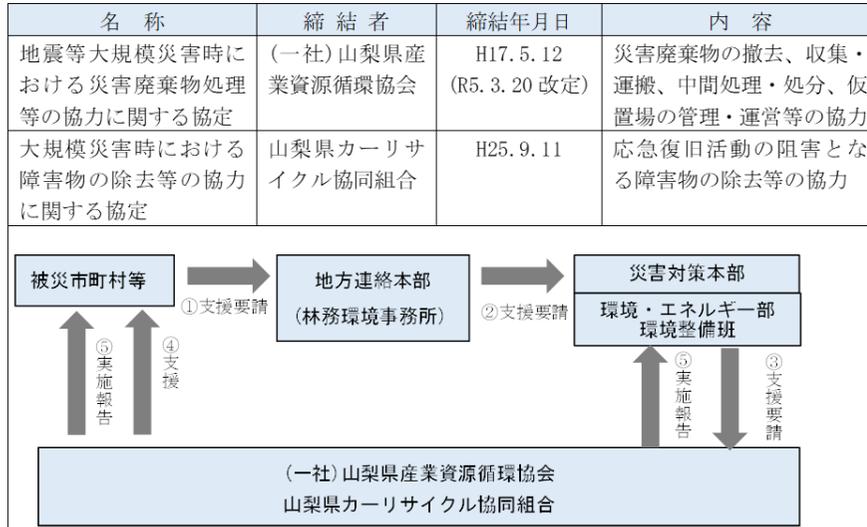
204	<p>第12節 廃棄物処理対策 (略)</p> <p>2 平時の廃棄物処理対策</p> <p>(1) 組織体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、発災時には、山梨県地域防災計画で定める県災害対策本部にて、次の体制を整備し災害廃棄物処理に係る事務を行う。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>統括部 建築物・廃棄物対策班 国、市町村及び災害対策本部内の情報収集・連絡調整に関すること</li> <li><u>環境・エネルギー部</u> 環境整備班 廃棄物処理対策に関すること</li> <li>地方連絡本部 林務環境事務所 管内における廃棄物処理対策に関すること</li> </ol>	<p>第12節 廃棄物処理対策 (略)</p> <p>2 平時の廃棄物処理対策</p> <p>(1) 組織体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、発災時には、山梨県地域防災計画で定める県災害対策本部にて、次の体制を整備し災害廃棄物処理に係る事務を行う。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>統括部 建築物・廃棄物対策班 国、市町村及び災害対策本部内の情報収集・連絡調整に関すること</li> <li><u>森林環境部</u> 環境整備班 廃棄物処理対策に関すること</li> <li>地方連絡本部 林務環境事務所 管内における廃棄物処理対策に関すること</li> </ol>	部局名の修正
205			
	<p>(2) 支援・協力体制の整備 (略)</p>	<p>(2) 支援・協力体制の整備 (略)</p>	

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

ウ 民間事業者との協力体制

県及び市町村等は、発災時の迅速な災害廃棄物処理に繋げるため、平時から民間事業者団体等と協定を締結し、協力体制を整備する。現在、県が災害廃棄物の処理及び障害物の除去について、関係団体と締結している協定における協力体制を図2. 2に示す。



(略)

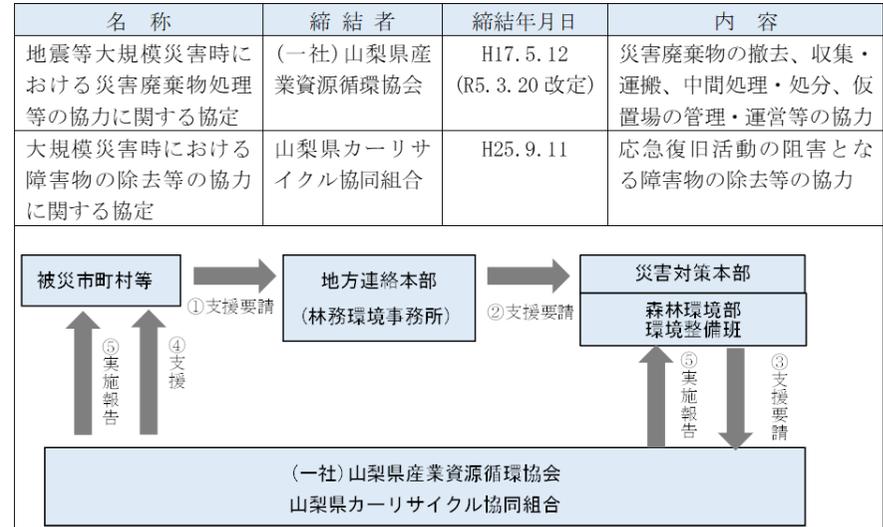
エ 広域的な相互協力体制

- ・市町村は、平時から県域を越えた広域的な支援要請の流れを把握し整理する。
- ・また、被災時に他自治体から人的・物的支援を受ける場合の体制を検討する。
- ・県は、広域的な支援体制について、平時から次の組織との連携を行い、発災時の体制確保に努める。
- ・大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会
- ・災害廃棄物処理支援ネットワーク（「D. Waste-Net」）
- ・災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク制度）
- ・関東地方知事会及び全国知事会
- ・中央日本四県の災害時の相互応援等に関する協定

(新設)

ウ 民間事業者との協力体制

県及び市町村等は、発災時の迅速な災害廃棄物処理に繋げるため、平時から民間事業者団体等と協定を締結し、協力体制を整備する。現在、県が災害廃棄物の処理及び障害物の除去について、関係団体と締結している協定における協力体制を図2. 2に示す。



(略)

エ 広域的な相互協力体制

- ・市町村は、平時から県域を越えた広域的な支援要請の流れを把握し整理する。
- ・また、被災時に他自治体から人的・物的支援を受ける場合の体制を検討する。
- ・県は、広域的な支援体制について、平時から次の組織との連携を行い、発災時の体制確保に努める。
- ・大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会
- ・災害廃棄物処理支援ネットワーク（「D. Waste-Net」）
- ・災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク制度）
- ・関東地方知事会及び全国知事会
- ・中央日本四県の災害時の相互応援等に関する協定

オ 研修、訓練の実施等

防災基本



山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

217 3 一般ガス導管事業施設応急保安対策  
(略)

(2) 予備施設及び貯蔵原材料

	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(1) 予備動力	①55KVAディーゼル発電機 44KW ②27KVAディーゼル発電機 29.1KW	<del>6.5KVAディーゼル発電機 5.2KW</del> <del>26.0KVAディーゼル発電機20.8KW</del> <del>50.0KVAガス発電機 40.0KW</del>
(2) 貯蔵原材料	① 軽油950 L 72時間 ② 軽油200 L 27時間	<del>LPG50 t 3日分</del>

(3) 発災時の措置

	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(1) 停電時の措置	<del>災害により受電線が停電したときは無停電電源装置により供給を継続する。</del>	予備動力を使用し、平時の供給又は保安供給を行う。
(2) 交通途絶時の措置	パイプライン接続供給方式のため措置は不要	パイプライン接続供給方式のため措置は不要
(3) 生産設備被災時の措置	主要な受入設備が被災しない限り供給可能	主要な受入設備が被災しない限り供給可能
(4) 供給設備被災時の措置	修理資材をもって応急処理を行い極力供給の確保に努めるが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急処置を行う。全供給区域被災のときは、一時ガスの送出を停止する。 災害の状況により日本ガス協会の応援態勢がある。	本社の応援態勢を除いて同左
(5) 貯蔵設備被災時の措置	<del>一部被災のときは能力の範囲において限定供給を続ける</del>	一部被災の場合は能力の範囲において限定供給を続ける
(6) 大規模災害時の措置	被害が大きく単独では復旧に日数を要するときは、日本ガス協会の定める「地震洪水等非常事態における救援措置要綱」及び関東中央部会(関東経済産業局管内)の定める「ガス事業者災害事故対策要領」に基づき協会又は部会の応援を受けて復旧の迅速化を図る。	

3 一般ガス導管事業施設応急保安対策  
(略)

(2) 予備施設及び貯蔵原材料

	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(1) 予備動力	①55KVAディーゼル発電機 44KW ②27KVAディーゼル発電機 29.1KW	① 6.5KVAディーゼル発電機 5.2KW ② 26.0KVAディーゼル発電機20.8KW ③ 50.0KVAガス発電機 40.0KW
(2) 貯蔵原材料	① 軽油950 L 72時間 ② 軽油200 L 27時間	① <del>軽油86 L 43時間</del> ② <del>軽油195 L 48時間</del> ③ <del>都市ガス (13A)</del>

(3) 発災時の措置

	東京ガス山梨株式会社	吉田ガス株式会社
(1) 停電時の措置	<del>災害により停電が発生した際においても、ガスの送出、整圧については蓄気設備に依存していないため供給継続が可能。計装機器についても無停電電源装置及び非常用発電設備と連携しているため継続運用が可能。</del>	予備動力を使用し、平時の供給又は保安供給を行う。
(2) 交通途絶時の措置	パイプライン接続供給方式のため措置は不要	パイプライン接続供給方式のため措置は不要
(3) 生産設備被災時の措置	主要な受入設備が被災しない限り供給可能	主要な受入設備が被災しない限り供給可能
(4) 供給設備被災時の措置	修理資材をもって応急処理を行い極力供給の確保に努めるが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急処置を行う。全供給区域被災のときは、一時ガスの送出を停止する。 災害の状況により日本ガス協会の応援態勢がある。	本社の応援態勢を除いて同左
(5) 貯蔵設備被災時の措置	<del>(削除)</del>	一部被災の場合は能力の範囲において限定供給を続ける
(6) 大規模災害時の措置	被害が大きく単独では復旧に日数を要するときは、日本ガス協会の定める「地震洪水等非常事態における救援措置要綱」及び関東中央部会(関東経済産業局管内)の定める「ガス事業者災害事故対策要領」に基づき協会又は部会の応援を受けて復旧の迅速化を図る。	

時点修正

東京ガス山梨(株)修正

貯蔵設備除却に伴う修正

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

225	<p>(略)</p> <p><b>第15節 民生安定事業</b></p> <p><b>5 農業災害関係金融対策</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金） <span style="color: red;">（令和6年6月現在）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">貸付対象</td> <td>天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定新規就農者等</td> </tr> <tr> <td>資金の使途</td> <td>災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費等の6/12に相当する額</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td style="color: red;">年0.65～1.25%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>15年以内</td> </tr> <tr> <td>資金源</td> <td>国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。</td> </tr> </table>	貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定新規就農者等	資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等	限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費等の6/12に相当する額	貸付利率	年0.65～1.25%	据置期間	3年以内	償還期限	15年以内	資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。	<p>(略)</p> <p><b>第15節 民生安定事業</b></p> <p><b>5 農業災害関係金融対策</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金） <span style="color: red;">（令和8年1月現在）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">貸付対象</td> <td>天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定新規就農者等</td> </tr> <tr> <td>資金の使途</td> <td>災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費等の6/12に相当する額</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td style="color: red;">年1.55～2.25%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>15年以内</td> </tr> <tr> <td>資金源</td> <td>国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。</td> </tr> </table>	貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定新規就農者等	資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等	限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費等の6/12に相当する額	貸付利率	年1.55～2.25%	据置期間	3年以内	償還期限	15年以内	資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。	時点修正
貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定新規就農者等																														
資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等																														
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費等の6/12に相当する額																														
貸付利率	年0.65～1.25%																														
据置期間	3年以内																														
償還期限	15年以内																														
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。																														
貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定新規就農者等																														
資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等																														
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費等の6/12に相当する額																														
貸付利率	年1.55～2.25%																														
据置期間	3年以内																														
償還期限	15年以内																														
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。																														
227	<p>(略)</p> <p style="color: red;"><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第16節 災害ボランティア支援対策</b></p> <p>(略)</p> <p>2 災害ボランティアの促進</p> <p>県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会が設置する <u>山梨県災害救援ボランティア本部</u> と連携する。</p> <p>(略)</p> <p style="color: red;"><u>3 災害ボランティアにおける官民連携体制の強化</u></p> <p style="color: red;">県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、<u>県域に</u></p>	<p>(略)</p> <p style="color: red;"><u>1.2 特別行政相談活動の実施</u></p> <p style="color: red;"><u>関東管区行政評価局（山梨行政監視行政相談センター）は、被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設といった「特別行政相談活動」を行うものとし、県及び市町村は当該活動に協力するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第16節 災害ボランティア支援対策</b></p> <p>(略)</p> <p>2 災害ボランティアの促進</p> <p>県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会が設置する <u>山梨県災害ボランティア・福祉支援本部</u> と連携する。</p> <p>(略)</p> <p style="color: red;"><u>(第2編第2章第14節へ移動)</u></p>	<p>山梨行政監視行政相談センターが指定地方行政機関の指定されたため</p> <p>名称変更</p> <p>項目の整理</p>																												

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁	旧	新	修正理由
229	<p><u>において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。</u>  <u>また、市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><b>第4章 災害復旧・復興対策</b></p> <p>（略）          なお、平常時より民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。  <u>（新設）</u></p> <p>都道府県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。          （略）</p>	<p><b>第4章 災害復旧・復興対策</b></p> <p>（略）          なお、平常時より民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。  <u>市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとし、県はこれを支援するものとする。</u>          都道府県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。          （略）</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正【幹事会意見あり】</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁	旧	新	修正理由
231	<p>第3編 地震編 第1章 地域防災計画・地震編の概要 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 (略)</p>	<p>第3編 地震編 第1章 地域防災計画・地震編の概要 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 (略)</p>	
	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>2</u> 関東財務局(甲府財務事務所) (略)</p> <p><u>3</u> 関東信越厚生局 (略)</p> <p><u>4</u> 関東農政局(山梨県拠点) (略)</p>	<p><u>2</u> <u>関東管区行政評価局(山梨行政監視行政相談センター)</u></p> <p>(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設</p> <p><u>3</u> 関東総合通信局 (略)</p> <p><u>4</u> 関東財務局(甲府財務事務所) (略)</p> <p><u>5</u> 関東信越厚生局 (略)</p>	<p>順序を建制順に修正 指定地方行政機関に指定されたため追加</p>
232	<p><u>5</u> 関東森林管理局(山梨森林管理事務所) (略)</p> <p><u>6</u> 関東経済産業局 (略)</p> <p><u>7</u> 関東東北産業保安監督部 (略)</p> <p><u>8</u> 関東運輸局(山梨運輸支局) (略)</p> <p><u>9</u> 東京航空局(東京空港事務所) (略)</p> <p><u>10</u> 東京管区气象台(甲府地方气象台)</p>	<p><u>6</u> 山梨労働局 (略)</p> <p><u>7</u> 関東農政局(山梨県拠点) (略)</p> <p><u>8</u> 関東森林管理局(山梨森林管理事務所) (略)</p> <p><u>9</u> 関東経済産業局 (略)</p> <p><u>10</u> 関東東北産業保安監督部 (略)</p> <p><u>11</u> 国土地理院関東地方測量部</p>	<p>国土地理</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁	旧	新	修正理由
233	<p>(略)</p> <p><u>11</u> 関東総合通信局</p> <p>(略)</p> <p><u>12</u> 山梨労働局</p> <p>(略)</p> <p><u>13</u> 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）、中部地方整備局（富士砂防事務所）</p> <p>(略)</p> <p><u>14</u> 第三管区海上保安本部</p> <p>(略)</p> <p><u>15</u> 関東地方環境事務所</p> <p>(略)</p> <p><u>16</u> 南関東防衛局</p> <p>(略)</p> <p><u>17</u> 国土地理院関東地方測量部</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(4)</u> <u>災害教訓の伝承</u></p> <p>(略)</p> <p><u>12</u> 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）、中部地方整備局（富士砂防事務所）</p> <p>(略)</p> <p><u>13</u> 関東運輸局(山梨運輸支局)</p> <p>(略)</p> <p><u>14</u> 東京航空局(東京空港事務所)</p> <p>(略)</p> <p><u>15</u> 東京管区气象台(甲府地方气象台)</p> <p>(略)</p> <p><u>16</u> 第三管区海上保安本部</p> <p>(略)</p> <p><u>17</u> 関東地方環境事務所</p> <p>(略)</p> <p><u>18</u> 南関東防衛局</p> <p>(略)</p>	<p>院関東地方測量部修正</p>
234	<p><b>第5 指定公共機関</b></p> <p>2 <u>東日本電信電話株式会社</u>(山梨支店) 株式会社N T T ドコモ (山梨支店)</p> <p>(略)</p> <p>5 中日本高速道路株式会社 (<u>八王子支社</u>)</p> <p>(略)</p> <p><b>第2章 災害予防計画(平常時の対策)</b></p>	<p><b>第5 指定公共機関</b></p> <p>2 <u>N T T 東日本株式会社</u>(山梨支店)、株式会社N T T ドコモ (山梨支店)</p> <p>(略)</p> <p>5 中日本高速道路株式会社 (<u>東京支社</u>)</p> <p>(略)</p> <p><b>第2章 災害予防計画(平常時の対策)</b></p>	<p>商号変更による修正</p> <p>組織改編による修正</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

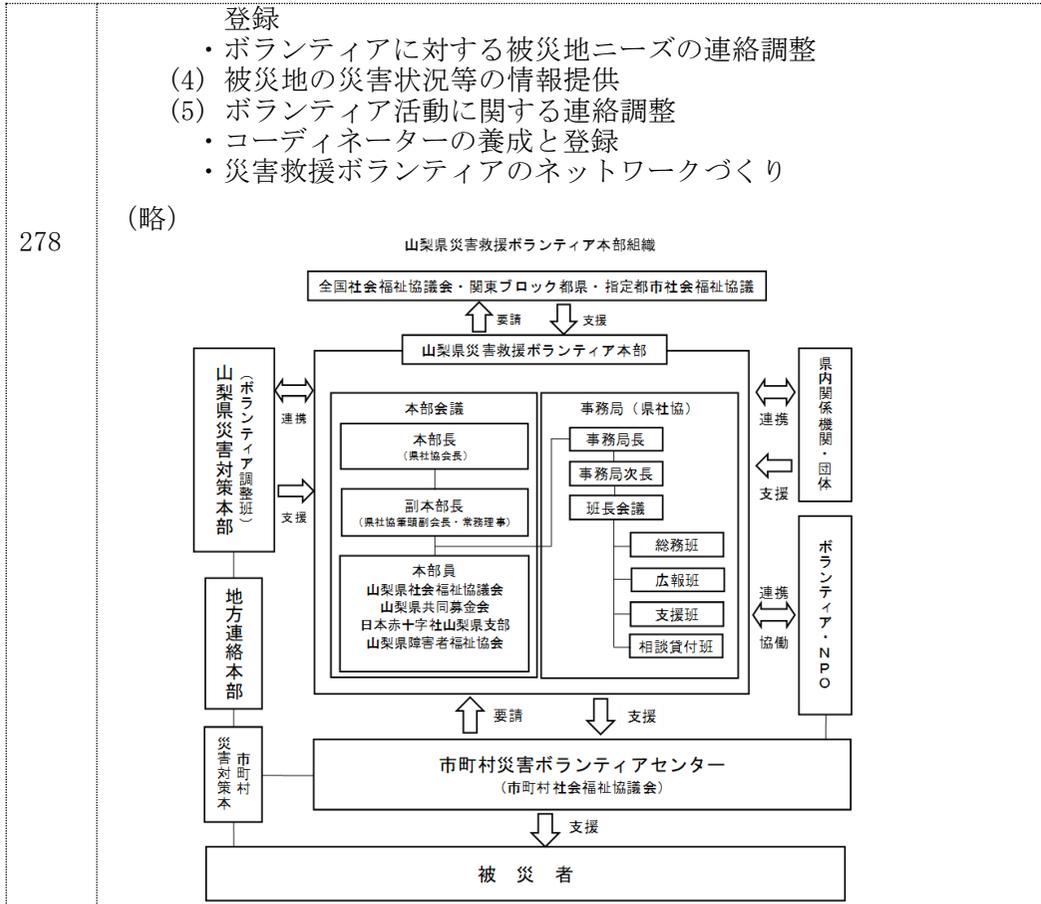
本編頁	旧	新	修正理由
267	<p>第3節 生活関連施設安全対策の推進</p> <p>7 通信施設安全対策の推進</p> <p><u>東日本電信電話株</u>山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 生活関連施設安全対策の推進</p> <p>7 通信施設安全対策の推進</p> <p><u>N T T東日本株</u>山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	商号変更による修正
271	<p>第4節 都市型災害の防止、軽減対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>7 地震保険の活用</p> <p>地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の<u>住宅再建</u>にとって有効な手段の一つであることから、県、市町村等は、その制度の普及促進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 都市型災害の防止、軽減対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>7 地震保険の活用</p> <p>地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の<u>住宅・生活再建</u>にとって有効な手段の一つであることから、県、市町村等は、その制度の普及促進に努める。</p> <p>(略)</p>	文言の修正
274	<p>第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進</p> <p>1 防災知識の普及・教育</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4)</u> 幼児、児童、生徒等に対する教育</p> <p>(略)</p> <p><u>(5)</u> 自動車運転<u>手</u>等に対する防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p><u>(6)</u> 防災関係機関による防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p><u>(7)</u> 企業防災の促進</p>	<p>第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進</p> <p>1 防災知識の普及・教育</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 在住外国人に対する教育</u></p> <p><u>県及び市町村は、在住外国人に対して防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時、南海トラフ地震に関連する情報時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。</u></p> <p><u>(5)</u> 幼児、児童、生徒等に対する教育</p> <p>(略)</p> <p><u>(6)</u> 自動車運転<u>者</u>等に対する防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p><u>(7)</u> 防災関係機関による防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p><u>(8)</u> 企業防災の促進</p>	<p>(公財) 山梨県国際交流協会の意見を踏まえた修正</p> <p>文言の修正</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁	旧	新	修正理由
276	<p>(略)</p> <p><u>(8)</u> 災害教訓の伝承</p> <p>(略)</p> <p><b>第8節 災害ボランティア活動環境の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>また、県は、市町村と連携し、広域的なボランティアの活動拠点の整備に努めるとともに、<u>平常時</u>の登録、研修、災害時におけるボランティアの受入・調整を行う体制、被災者ニーズの情報提供方策等について、市町村社会福祉協議会等との連携を強化<u>していく</u>とともに、<u>県災害救援ボランティア本部の運営本部体制を構築</u>する。</p> <p>なお、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会それぞれの役割を次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県             <ul style="list-style-type: none"> <li><u>山梨県災害救援ボランティア本部</u>運営に対する支援</li> </ul> </li> <li>2 山梨県社会福祉協議会             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>山梨県災害救援ボランティア本部の設置運営</u></li> </ol> </li> </ol> <p><u>(新設)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(2) 市町村社会福祉協議会との連絡調整             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村災害ボランティアセンターの組織整備支援</li> </ul> </li> <li>(3) ボランティアの総合受付、連絡調整             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村社会福祉協議会支援を通じた県内のボランティア養成と</li> </ul> </li> </ol>	<p>(略)</p> <p><u>(9)</u> 災害教訓の伝承</p> <p>(略)</p> <p><b>第8節 災害ボランティア活動環境の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>また、県は、市町村と連携し、広域的なボランティアの活動拠点の整備に努めるとともに、<u>平時</u>の登録、研修、災害時におけるボランティアの受入・調整を行う体制、被災者ニーズの情報提供方策等について、市町村社会福祉協議会等との連携を強化<u>する</u>とともに、<u>山梨県災害ボランティア・福祉支援本部の運営を支援</u>する。</p> <p>なお、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会それぞれの役割を次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県             <ul style="list-style-type: none"> <li><u>山梨県災害ボランティア・福祉支援本部</u>運営に対する支援</li> </ul> </li> <li>2 山梨県社会福祉協議会             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>平時における災害ボランティア・福祉支援センターの運営</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>市町村災害ボランティアセンター運営体制の強化のための研修会・訓練等の実施</u></li> <li>・<u>災害ボランティアに関する組織・団体間のネットワークの構築</u></li> </ul> </li> <li>(2) <u>災害時における山梨県災害ボランティア・福祉支援本部の設置運営</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害ボランティア活動に必要な被害状況等の確認・情報提供</u></li> <li>・<u>市町村災害ボランティアセンター設置状況の確認・周知</u></li> <li>・<u>市町村災害ボランティアセンターの運営支援</u></li> <li>・<u>災害ボランティア活動に必要な資機材確保等の支援</u></li> <li>・<u>全国社会福祉協議会をはじめとする県内外の社協職員の受援・派遣の調整</u></li> <li>・<u>災害ボランティア等に関わる組織・団体との連携</u></li> <li>・<u>市町村社会福祉協議会が行う被災者相談・見守り活動への移行支援</u></li> </ul> </li> <li>(3) 市町村社会福祉協議会との連絡調整             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村災害ボランティアセンターの組織整備支援</li> </ul> </li> <li>(4) ボランティアの総合受付、連絡調整             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村社会福祉協議会支援を通じた県内のボランティア養成と</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>	<p>文言の修正</p> <p>山梨県社会福祉協議会修正</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------



(略)

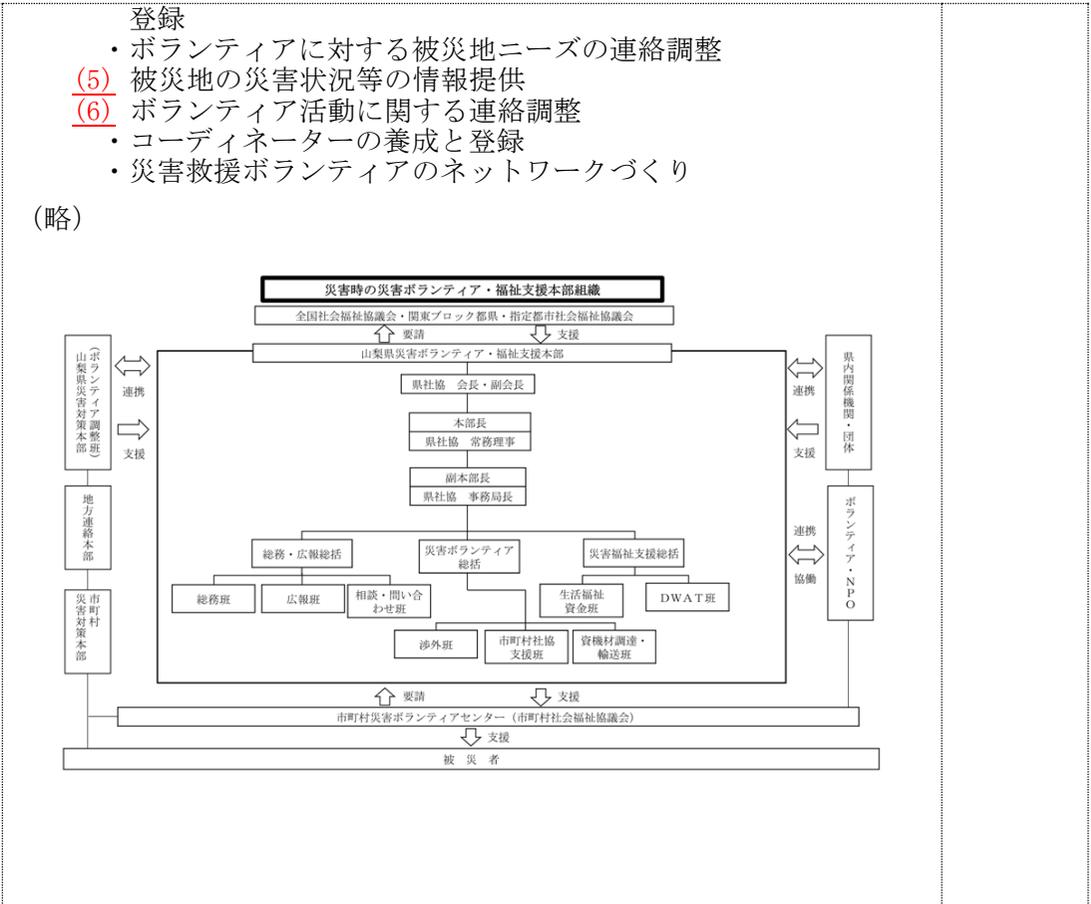
第10節 要配慮者対策の推進

2 高齢者・障害者等の要配慮者対策

本編第2編第2章第12節2「在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）対策」参照。

(略)

281



(略)

第10節 要配慮者対策の推進

2 高齢者・障害者等の要配慮者対策

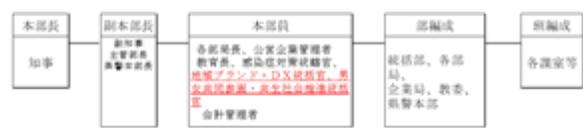
本編第2編第2章第12節1「高齢者・障害者等の要配慮者対策」参照。

(略)

文言の修正

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

283	<p>第3章 地震災害応急対策</p> <p>第1節 応急、活動体制</p> <p>1 県本部</p> <p>(略)</p> <p>イ 県本部の編成</p>  <p>(略)</p>	<p>第3章 地震災害応急対策</p> <p>第1節 応急、活動体制</p> <p>1 県本部</p> <p>(略)</p> <p>イ 県本部の編成</p>  <p>(略)</p>	時点修正												
288	<p>第2節 地震災害情報の収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>2 地震に関する情報等の伝達</p> <p>(1) 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表</p> <p>ア 甲府地方気象台が発表する地震情報の種類、発表基準、内容について</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 地震災害情報の収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>2 地震に関する情報等の伝達</p> <p>(1) 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表</p> <p>ア 甲府地方気象台が発表する地震情報の種類、発表基準、内容について</p> <p>(略)</p>	甲府地方気象台修正												
289	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">震源・震度情報</td> <td style="width: 20%;"> <p><u>以下のいずれかを満たした場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震度1以上</li> <li><u>大津波警報</u>、津波警報または津波注意報発表時</li> <li>若干の海面変動が予想される場合</li> <li>緊急地震速報警報を発表した場合</li> </ul> </td> <td style="width: 70%;"> <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</p> </td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</td> </tr> </table>	震源・震度情報	<p><u>以下のいずれかを満たした場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震度1以上</li> <li><u>大津波警報</u>、津波警報または津波注意報発表時</li> <li>若干の海面変動が予想される場合</li> <li>緊急地震速報警報を発表した場合</li> </ul>	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</p>	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">震源・震度情報</td> <td style="width: 20%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>震度1以上</li> <li>津波警報または津波注意報発表時</li> <li>若干の海面変動が予想される場合</li> <li>緊急地震速報警報を発表した場合</li> </ul> </td> <td style="width: 70%;"> <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</p> </td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</td> </tr> </table>	震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度1以上</li> <li>津波警報または津波注意報発表時</li> <li>若干の海面変動が予想される場合</li> <li>緊急地震速報警報を発表した場合</li> </ul>	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</p>	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	
震源・震度情報	<p><u>以下のいずれかを満たした場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震度1以上</li> <li><u>大津波警報</u>、津波警報または津波注意報発表時</li> <li>若干の海面変動が予想される場合</li> <li>緊急地震速報警報を発表した場合</li> </ul>	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</p>													
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。													
震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度1以上</li> <li>津波警報または津波注意報発表時</li> <li>若干の海面変動が予想される場合</li> <li>緊急地震速報警報を発表した場合</li> </ul>	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</p>													
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。													

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

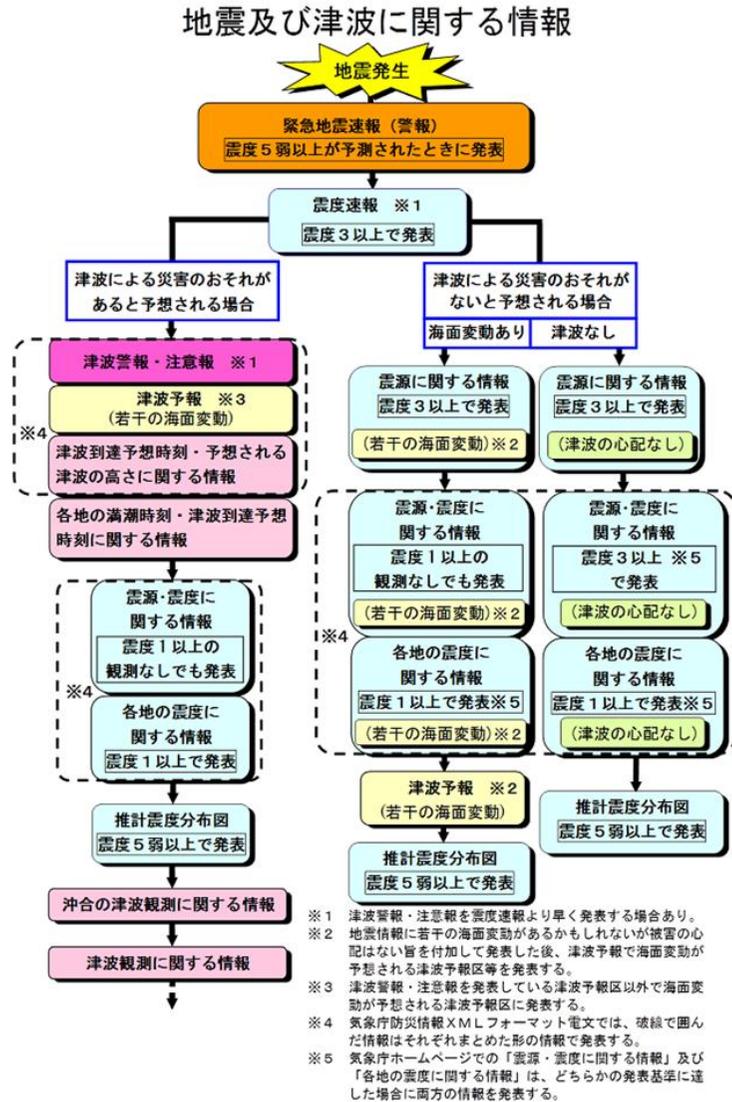
本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

	<p>長周期地震動に関する観測情報</p> <p>・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</p>	<p>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 （地震発生から10分後程度で1回発表）</p>	<p>長周期地震動に関する観測情報</p> <p>・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</p>	<p>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 （地震発生から10分後程度で1回発表）</p>	
	<p>遠地地震に関する情報</p> <p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード7.0以上</li> <li>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</li> </ul>	<p><u>国外で発生した</u>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p>	<p>遠地地震に関する情報</p> <p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード7.0以上</li> <li>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</li> </ul>	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</u></p>	
(略)			(略)		

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

290

イ 地震及び津波に関する情報



(略)

イ 地震及び津波に関する情報



(略)

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁	旧	新	修正理由
293	<p>(3) 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、<u>強い揺れ（震度5弱以上または長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4</u>が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。</p> <p>なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>（注）<u>緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。</u></p> <p>（略）</p> <p><b>3 被害情報の収集伝達</b></p> <p>(1) 被害情報の収集伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合防災情報システムにより被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用を努める。</li> </ul> <p>（略）</p> <p><b>第5節 避難活動</b></p> <p>（略）</p>	<p>(3) 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、<u>震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。</p> <p>なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>（注）<u>緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない。</u></p> <p>（略）</p> <p><b>3 被害情報の収集伝達</b></p> <p>(1) 被害情報の収集伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合防災情報システムにより被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）、<u>S I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management）及び新総合防災情報システム（SOBO-WEB）</u>の活用を努める。</li> </ul> <p>（略）</p> <p><b>第5節 避難活動</b></p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
301	<p><b>6 避難所</b></p> <p>(1) 避難所の整備</p> <p><u>市町村は、指定避難所の整備について、次の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>ア 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。</u></p> <p><u>イ 指定避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、</u></p>	<p><b>6 避難所</b></p> <p>(1) 避難所の整備</p> <p><u>本編第2編第3章第11節1（3）ウ「避難所の整備」参照。</u></p>	<p>項目の整理</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁	旧	新	修正理由
302	<p><u>照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</u></p> <p><u>ウ 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。特に、非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用を図るものとする。</u></p> <p><u>エ 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。</u></p> <p>(2) 避難所の周知</p> <p><u>市町村は発災時には、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。</u></p> <p><u>また、必要に応じ、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所として開設する。</u></p> <p><u>さらに、要配慮者にも配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な指定避難所を確保する。</u></p> <p><u>避難所の停電に備えた発動機による自家発電装置や太陽光発電装置等の設置に努める。</u></p> <p><u>水道施設の破損等により、飲料水の供給が困難となることを想定し、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備の推進に努める。</u></p> <p>(3) 避難所の運営管理</p> <p>本編第2編第3章第11節1(3)オ「避難所の運営管理」参照。</p> <p>(略)</p> <p><b>第7節 生活関係施設の応急対策</b></p> <p><b>2 応急仮設住宅建設</b></p>	<p>(2) 避難所の開設</p> <p><u>本編第2編第3章第11節1(3)オ「避難所の開設」参照。</u></p> <p>(3) 避難所の運営管理</p> <p>本編第2編第3章第11節1(3)カ「避難所の運営管理」参照。</p> <p>(略)</p> <p><b>第7節 生活関係施設の応急対策</b></p> <p><b>2 応急仮設住宅建設</b></p> <p>(1) 建設型応急住宅建設用地の確保</p>	
309	<p>災害発生時に於いて迅速に建設型応急住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくことが必要である。</p>	<p>災害発生時に於いて迅速に建設型応急住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくことが必要である。 このため、県と市町村との連携により、建設型応急住宅の建設に適</p>	<p>時点修正 および文 言の修正 (住宅対 策室)</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

310

このため、県と市町村との連携により、建設型応急住宅の建設に適した用地を確保するための調査を実施する。  
 (令和5年度建設型応急住宅建設用地調査)  
 調査結果27市町村、172箇所、応急仮設住宅13,074戸分の用地を確保

※ **建設型応急建設用地**

- ・市町村が選定する土地
- ・公園緑地及び広場

(2) 建設型応急住宅の建設フロー

① 建設戸数(規模)決定  
建設用地選定

② 敷地調査  
面積確認  
給排水、配電調査  
その他状況調査

協定団体

(一社)プレハブ建築協会  
〒101-0052  
東京都千代田区神田小川町2-3-13  
M&Cビル5階  
TEL  
FAX

(一社)全国木造建設事業協会  
〒104-0032  
東京都中央区八丁堀3-4-10  
京橋北見ビル東館6階  
TEL

仮設住宅建設 協定団体会員

(標準タイプ)  
・1戸当たり29.7㎡(9坪)  
・6帖、4.5帖、台所、便所、風呂

③ 県、市町村対策本部は必要な応急仮設住宅の戸数及び建設用地を選定し、建築住宅課へ建設を依頼  
④ 建築住宅課は建設用地の敷地調査を実施し、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会に仮設住宅の建設工事を発注(協会と協定済)  
⑤ 協定団体は会員(業者)に建設工事を依頼  
⑥ 仮設住宅を災害対策本部に引き渡し

314

(略)

9 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

(1) 復旧体制の確立

**東日本電信電話(株)**山梨支店長が定める**東日本電信電話(株)**山梨支店災害等対策規程及び**N T T**ドコモ山梨支店長が定める**N T T**ドコモ災害

した用地を確保するための調査を実施する。  
 (令和7年度建設型応急住宅建設用地調査)  
 調査結果27市町村、164箇所、応急仮設住宅12,572戸分の用地を確保

※ **建設型応急住宅建設用地**

- ・市町村が選定する土地
- ・公園緑地及び広場

(2) 建設型応急住宅の建設フロー

① 建設戸数(規模)決定  
建設用地選定

② 敷地調査  
面積確認  
給排水、配電調査  
その他状況調査

協定団体

(一社)プレハブ建築協会  
〒101-0052  
東京都千代田区神田小川町2-3-13  
M&Cビル5階  
TEL 03-5290-3127  
FAX 03-5290-3127

(一社)全国木造建設事業協会  
〒104-0032  
東京都中央区八丁堀3-4-10  
京橋北見ビル東館6階  
TEL 03-5540-8678  
FAX 03-5540-8678

(一社)日本ムービングハウス協会  
〒104-0032  
北海道札幌市南田区美しが丘  
三島10-2-15  
TEL 011-865-6909  
FAX 011-868-3917

(一社)日本ログハウス協会  
〒104-0032  
東京都千代田区内神田1-4-1  
大手町21ビル7階  
TEL 03-6285-0200  
FAX 03-6285-0201

仮設住宅建設 協定団体会員

(標準タイプ)  
・1戸当たり29.7㎡(9坪)  
・6帖、4.5帖、台所、便所、風呂

③ 県、市町村対策本部は必要な応急仮設住宅の戸数及び建設用地を選定し、建築住宅課へ建設を依頼  
④ 建築住宅課は建設用地の敷地調査を実施し、**各協定団体**に仮設住宅の建設工事を発注(協会と協定済)  
⑤ 協定団体は会員(業者)に建設工事を依頼  
⑥ 仮設住宅を災害対策本部に引き渡し  
⑦ 工事完成後、市町村災害対策本部は入居者を選定

(略)

9 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

(1) 復旧体制の確立

**N T T**東日本(株)山梨支店長が定める**N T T**東日本(株)山梨支店災害等対策規程及び**N T T**ドコモ山梨支店長が定める**N T T**ドコモ災害等対策規定に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機

商号変更による修正

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

319	<p>等対策規定に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。</p> <p>(2) 応急、復旧措置</p> <p><b>東日本電信電話(株)</b>山梨支店長及びN T Tドコモ山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、予め定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 南海トラフ地震に関する事前対策計画</p> <p>第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの県の対応</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">情報名</th> <th style="width: 80%;">対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）※県内震度が4未満</td> <td>○<b>庁内連絡会議の開催</b> ・<b>発表された情報の共有</b> ・<b>情報収集・連絡体制の確認 等</b> ○情報収集態勢 ・防災局職員<b>2</b>名+宿日直職員【勤務時間外】</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td>○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害警戒本部態勢</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> <td>○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害対策本部態勢</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第4編 火山編 第1章 総論</p>	情報名	対応	南海トラフ地震臨時情報（調査中）※県内震度が4未満	○ <b>庁内連絡会議の開催</b> ・ <b>発表された情報の共有</b> ・ <b>情報収集・連絡体制の確認 等</b> ○情報収集態勢 ・防災局職員 <b>2</b> 名+宿日直職員【勤務時間外】	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害警戒本部態勢	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害対策本部態勢	<p>材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。</p> <p>(2) 応急、復旧措置</p> <p><b>N T T東日本(株)</b>山梨支店長及びN T Tドコモ山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、予め定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 南海トラフ地震に関する事前対策計画</p> <p>第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの県の対応</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">情報名</th> <th style="width: 80%;">対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）※県内震度が4未満</td> <td>○情報収集態勢 ・防災局職員<b>4</b>名+宿日直職員【勤務時間外】</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td>○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害警戒本部態勢</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> <td>○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害対策本部態勢</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第4編 火山編 第1章 総論</p>	情報名	対応	南海トラフ地震臨時情報（調査中）※県内震度が4未満	○情報収集態勢 ・防災局職員 <b>4</b> 名+宿日直職員【勤務時間外】	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害警戒本部態勢	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害対策本部態勢	<p>態勢の変更に伴う修正 （（調査中）発表から、概ね2時間以内に評価結果が判明するため、その結果を受けて会議開催を判断する）</p>
情報名	対応																		
南海トラフ地震臨時情報（調査中）※県内震度が4未満	○ <b>庁内連絡会議の開催</b> ・ <b>発表された情報の共有</b> ・ <b>情報収集・連絡体制の確認 等</b> ○情報収集態勢 ・防災局職員 <b>2</b> 名+宿日直職員【勤務時間外】																		
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害警戒本部態勢																		
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害対策本部態勢																		
情報名	対応																		
南海トラフ地震臨時情報（調査中）※県内震度が4未満	○情報収集態勢 ・防災局職員 <b>4</b> 名+宿日直職員【勤務時間外】																		
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害警戒本部態勢																		
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害対策本部態勢																		

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁	旧	新	修正理由
347	<p>(略)</p> <p><b>第2節 活火山としての富士山</b></p> <p><u>気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した証拠がある又は活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、111の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山は、過去5,600年間の間に約180回の噴火が確認されており、国内でも有数の活動的な活火山である。</u></p>	<p>(略)</p> <p><b>第2節 活火山としての富士山</b></p> <p><u>活火山とは、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」との定義に基づき、火山調査研究推進本部により選定されている火山をいい、日本には、111の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山は、過去5,600年間の間に約180回の噴火が確認されており、国内でも有数の活動的な活火山である。</u></p>	
350	<p>(略)</p> <p><b>第5節 想定火口範囲及び想定される噴火現象とその危険性</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 想定される火山現象とその危険性</b></p> <p>(1) 想定される前兆現象</p> <p>ア 火山性地震（かざんせいじしん）</p> <p><u>火山体およびその周辺で起きる震源が浅い地震。マグマの動きや熱水の活動等に関連して発生するものや、噴火に伴うものもある。多くは、身体に感じない小さな地震であるが、時として震度5から6弱程度の強い揺れになる恐れもある。</u></p> <p>イ 火山性微動（かざんせいびどう）</p> <p><u>地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動という。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。</u></p> <p>ウ 山体膨張（さんたいぼうちょう）</p> <p><u>マグマの貫入等により、山体の一部が膨張する現象である。</u></p> <p>エ 火山ガス（かざんがす）（噴気（ふんき）とも）</p> <p><u>火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が、マグマから分離</u></p>	<p>(略)</p> <p><b>第5節 想定火口範囲及び想定される噴火現象とその危険性</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 想定される火山現象とその危険性</b></p> <p>(1) 想定される前兆現象</p> <p>ア 火山性地震（かざんせいじしん）</p> <p><u>火山体またはその周辺で発生する地震のこと。マグマの動きや熱水の活動等に関連して発生するものや、噴火に伴うものもある。火山によっては火山活動が活発化すると多く発生する傾向がある。</u></p> <p>イ 火山性微動（かざんせいびどう）</p> <p><u>火山体またはその周辺で発生する火山性地震よりも継続時間の長いもの。震動の始まりと終わりがはっきりしない。地下のマグマや火山ガス、熱水などの流体の移動や振動が原因と考えられるものや、微小な地震が続けて発生したことによると考えられるものがある。火山活動が活発化した時や火山が噴火した際に多く観測される。振動には振幅や周波数が比較的一定のものと、変化の大きいものがあり、継続時間も極めて短いものから、常時発生しているもの（連続微動）までである。</u></p> <p>ウ 山体膨張（さんたいぼうちょう）</p> <p><u>山体中におけるマグマや熱水の集積、揮発性成分の発泡などによって山体が膨張すること。</u></p> <p>エ 火山ガス（かざんがす）（噴気（ふんき）とも）</p> <p><u>火山活動により地表に噴出する気体のこと。噴火によって溶岩や破</u></p>	<p>活火山の選定は火山調査研究推進本部で行うこととなったこと等に伴う修正</p>
			<p>甲府地方気象台修正</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁	旧	新	修正理由
-----	---	---	------

351	<p><u>し、火口や噴気孔から放出される気体成分である。大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。</u></p> <p>(2) 富士山で想定される噴火現象とその解説 (略)</p> <p>イ 火砕流（かさいりゅう）・火砕サージ（かさいさーじ）</p> <p><u>高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を、火砕サージと呼ぶ。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は消失し、人は死傷する。また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、噴火前に影響範囲外に事前に避難する必要がある。</u></p> <p>ウ 大きな噴石（ふんせき）</p> <p>気象庁では、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石を噴石と呼んでおり、防災上の観点から「大きな噴石」および「小さな噴石」に区分している。概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けず弾道を描いて飛散するものを「大きな噴石」と呼んでおり、その速度は時速100kmを超えると考えられている。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2～4kmの範囲は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるため危険である。直径数cm程度の小さな噴石は、風の影響を受け遠く離れた地域にも到達することがある。西暦1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10kmほど離れた場所で20cm程度の軽石が到達し、さらに20km離れたところでも数センチの軽石が到達した。</p> <p>(略)</p> <p><b>第7節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準</b> (略)</p> <p>噴火警報・火山情報等の種類</p> <p>(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）</p> <p>気象庁が、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）</p>	<p><u>片状の固体物質などの火山噴出物と一体となって噴出するものを含む。「噴気」ともいう。水、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などを主成分とする。火山ガスを吸引すると、二酸化硫黄による気管支などの障害や硫化水素による中毒等が発生する可能性がある。</u></p> <p>(2) 富士山で想定される噴火現象とその解説 (略)</p> <p>イ 火砕流（かさいりゅう）・火砕サージ（かさいさーじ）</p> <p><u>噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象のこと。火砕流の速度は時速百km以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえる。火砕サージは火砕流の一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れのこと。流動性が高く、高速で流れ、尾根を乗り越えて流れることがある。</u></p> <p>ウ 大きな噴石（ふんせき）</p> <p>気象庁では、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石を噴石と呼んでおり、防災上の観点から「大きな噴石」および「小さな噴石」に区分している。概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けず弾道を描いて飛散するものを「大きな噴石」と呼んでおり、その速度は時速100kmを超えると考えられている。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2～4kmの範囲は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるため危険である。直径数cm程度の小さな噴石は、風の影響を受け遠く離れた地域にも到達することがある。西暦1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10kmほど離れた場所で20cm程度の軽石が到達し、さらに20km離れたところでも数センチの軽石が到達した。</p> <p>(略)</p> <p><b>第7節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準</b> (略)</p> <p>噴火警報・火山情報等の種類</p> <p>(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）<u>・噴火警報（周辺海域）</u></p> <p>気象庁が、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発</p>	
-----	---	--	--

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁	旧	新	修正理由
352	<p>の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。</p> <p>「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」または「噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」または「火口周辺警報」として発表する。噴火警報（居住地域）は、<u>市町村に対する特別警報に位置づけられる。</u></p> <p>(2) 噴火予報</p> <p>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 避難計画</p> <p>3 噴火現象の影響想定範囲及び避難対象エリア</p> <p>(2) 各噴火現象の影響想定範囲</p> <p>(略)</p>	<p>生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。</p> <p>「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」または「噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、または「火口周辺警報」として発表する。<u>影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</u></p> <p>(2) 噴火予報</p> <p><u>気象庁が</u>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 避難計画</p> <p>3 噴火現象の影響想定範囲及び避難対象エリア</p> <p>(2) 各噴火現象の影響想定範囲</p> <p>(略)</p>	
362	<p style="text-align: right;">※<u>出展：国土地理院タイトル</u></p> <p>図1 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: right;">※<u>出典：地理院タイトル</u></p> <p>図1 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア</p> <p>(略)</p>	<p>文言の修正</p>
370	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第3節 避難活動体制の整備</p> <p>1 避難に関する体制の整備</p> <p>(6) 国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所、県、富士山周辺市町村、警察、中日本高速道路（株）<u>八王子支社</u>大月保全・サービスセンター、富士急行（株）は、広域避難を実施する際の協力体制を協議して体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育</p> <p>1 住民等に対する普及・啓発・教育</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第3節 避難活動体制の整備</p> <p>1 避難に関する体制の整備</p> <p>(6) 国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所、県、富士山周辺市町村、警察、中日本高速道路（株）<u>東京支社</u>大月保全・サービスセンター、富士急行（株）は、広域避難を実施する際の協力体制を協議して体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育</p> <p>1 住民等に対する普及・啓発・教育</p>	<p>組織改編による修正（中日本高速道路(株)）</p>

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁	旧	新	修正理由
375	<p>県及び富士山周辺市町村は、災害に強い地域体制の充実及び広域的な地域防災力の向上並びに避難基本計画などの周知を図るとともに、次により富士山火山に関する基礎知識、防災対策の普及・啓発・教育に努めるものとする。</p> <p>(1) 広報誌・ホームページ等の活用  (2) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用  (3) 社会教育の場の活用  (4) 火山災害に関する印刷物等の作成、配布  (5) シンポジウムや講演会等の開催  (6) ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信</p> <p>(略)</p>	<p>県及び富士山周辺市町村は、災害に強い地域体制の充実及び広域的な地域防災力の向上並びに避難基本計画などの周知を図るとともに、次により富士山火山に関する基礎知識、防災対策の普及・啓発・教育に努めるものとする。</p> <p>(1) 広報誌・ホームページ等の活用  (2) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用  (3) 社会教育の場の活用  (4) 火山災害に関する印刷物等の作成、配布  (5) シンポジウムや講演会等の開催  (6) ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信</p> <p><u>(7) 火山防災の日等、災害関連行事を活用（火山災害の危険性の周知）</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
376	<p>第9節 防災訓練</p> <p>1 県及び富士山周辺市町村、防災関係機関、自主防災組織、事業所等</p>	<p>第9節 防災訓練</p> <p>1 県及び富士山周辺市町村、防災関係機関、自主防災組織、事業所等</p>	
377	<p>(略)</p> <p>(1) 総合防災訓練  (2) 関係自治体との合同防災訓練  (3) 住民（自主防災組織）における避難訓練  (4) 事業所・施設における避難・災害対応訓練  (5) 徒歩等での避難訓練  (6) 噴火警報・火山情報等の伝達訓練  (7) 通信障害を想定した災害対応訓練  (8) 災害対応訓練として実践的な図上訓練  (9) 個別訓練（家族会議等）</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 総合防災訓練  (2) 関係自治体との合同防災訓練  (3) 住民（自主防災組織）における避難訓練  (4) 事業所・施設における避難・災害対応訓練  (5) 徒歩等での避難訓練  (6) 噴火警報・火山情報等の伝達訓練  (7) 通信障害を想定した災害対応訓練  (8) 災害対応訓練として実践的な図上訓練  (9) 個別訓練（家族会議等）</p> <p><u>(10) 火山防災の日を活用した防災訓練</u></p>	
381	<p>第20節 要配慮者支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>5 観光客・登山者対策</p> <p>富士北麓地域以外に生活の拠点を有する観光客、登山者及び通勤や通学等のための来域者については、噴火警戒レベル3までの間に帰宅することとなるため、市町村・観光事業者等と連携して平時から火山防災に関する知識の普及に努める。</p>	<p>第20節 要配慮者支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>5 観光客・登山者対策</p> <p><u>(1) 富士北麓地域以外に生活の拠点を有する観光客、登山者及び通勤や通学等のための来域者については、噴火警戒レベル3までの間に帰宅することとなるため、市町村・観光事業者等と連携して平時から火山防災に関する知識の普及に努める。</u></p>	

山梨県地域防災計画（本編） 修正案 新旧対照表（第3編 地震編 ～ 第4編 火山編）

本編頁	旧	新	修正理由
387	<p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第4節 情報の伝達・収集・広報</p> <p>1 噴火警報・火山情報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>(5) 伝達系統</p> <p>ア 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先。</p>	<p>(2) 県は、登山者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、オンラインを含めた登山届や携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、山小屋等との連携により、登山者の情報の把握に努める。</p> <p>(3) 県は、登山者の安全を確保するため、退避壕等の必要性を検討し、整備を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第4節 情報の伝達・収集・広報</p> <p>1 噴火警報・火山情報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>(5) 伝達系統</p> <p>ア 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく噴火警報の法定通知先。</p>	